

札幌市資料館保存活用基本計画



平成 29 年（2017 年）10 月
札 幌 市

第1章 計画策定の背景・目的と位置付け

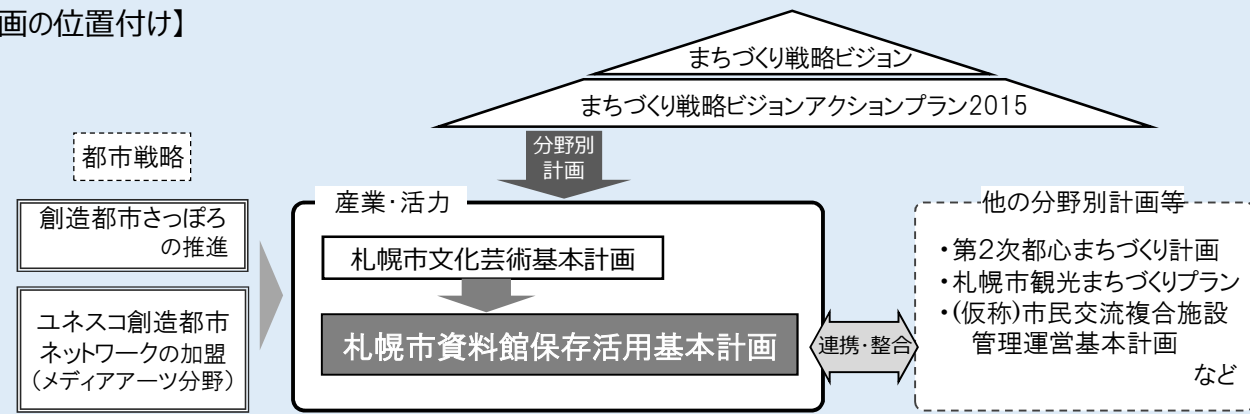
<背景>

- 資料館には多くの市民・観光客が訪れるが、耐震性能の不足、老朽化、バリアフリー化の未対応などが課題
- 札幌国際芸術祭2014において、創造性を発揮できる場として資料館をリノベーションするためのアイデアコンペ実施
- ユネスコ創造都市ネットワーク（UCCN）に加盟し、メディアアーツ都市としての札幌を国内外に発信する拠点設置の検討開始

<目的>

資料館を貴重な歴史的資産として後世に引き継ぐとともに、UCCN加盟の効果を生かすための積極的な活用を図る基本的な考え方を定め、保存活用を計画的に進める

【計画の位置付け】

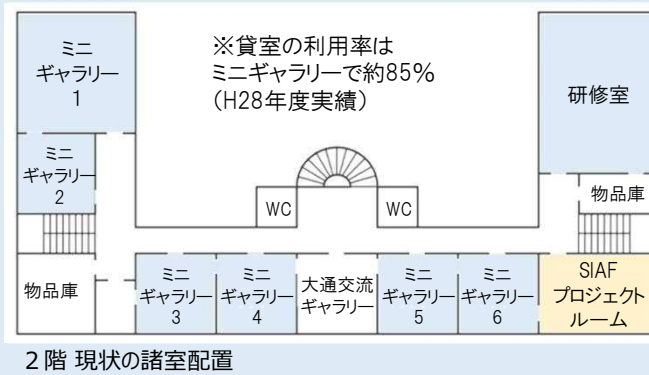
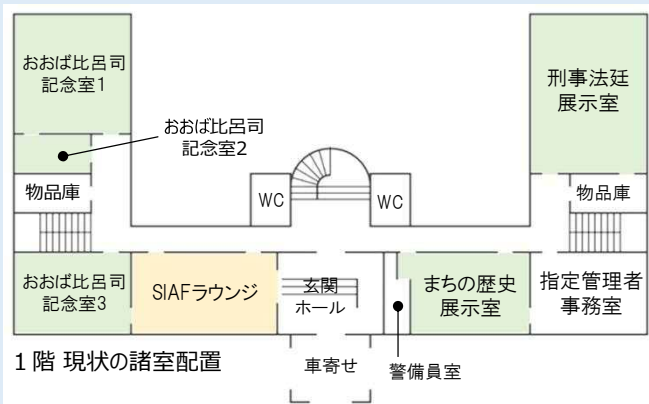


第2章 資料館の概要及び価値

- 大正15年：札幌控訴院（現在の札幌高等裁判所）として建築
- 昭和48年：裁判所の移転に伴い札幌市教育委員会に移管、資料館として開館
- 平成9年：国登録有形文化財に選定（北海道で初選定）
- 平成18年：資料館機能が移転（平成26年度から市民文化局文化部所管）

<資料館の概要>

- 所在地：中央区大通13丁目
- 構造：組積造（レンガ及び軟石）
- 規模
建築面積約：850㎡
延べ面積約：1,638㎡



①歴史的価値	・全国8か所で建築された控訴院のうち現存は2か所のみ（もう一つ現存する名古屋控訴院は重要文化財）
②建築的価値	・札幌軟石を使用した数少ない現存建築物 ・外観意匠が優れ、創建時の内観意匠が良好に維持されている ・大通公園西端のアイストップとなっている札幌景観資産
③活用価値	・多くの市民や観光客が訪れる観光資源として利用 ・法・司法の学習の場や、市民の憩いの場として利用 ・札幌国際芸術祭（SIAF）の主要会場として活用 ・SIAFのPR等の活動を行うSIAFラボとして活用



資料館外観

第3章 現状における課題等

1 国内外との連携機能を果たす創造活動の場の未整備

(1) メディアアーツ都市としての創造活動の場の確保

- UCCN加盟により獲得した国際的ネットワークを通じ、クリエイティブ人材との交流や誘致を進め、人材育成・産業振興に生かすことが求められる
- 「創造的人材の定住・交流に向けた事例調査」（総務省）では文化資源・自然環境のほか「活動の場があること」がクリエイティブ人材を惹きつける要素として「かなり優位」とされている
- 現在札幌では、様々なイベントの開催やクリエイターを養成する教育機関やコンテンツ産業の振興を担う施設があるが、メディアアーツを構成する要素である「産業」「芸術」等のうち、主として芸術の分野で展開されるメディアアートに係る「活動の場」が確保されていない
- UCCN加盟の効果を最大限に発揮するため、メディアアートに係る創造活動の場を設け、活動の成果を蓄積し、常時発信する体制を確かなものとする必要がある

(2) アイデアコンペの提案

- SIAF2014において「札幌市資料館リノベーションアイデアコンペティション」を実施（応募総数131点）
- アイデアコンペの最優秀作品の“研究・創造と交流・発信による創造活動の中心とする”という提案コンセプトを生かす必要がある

(3) 検討委員会における議論

- 資料館の保存や改修方法等の方向性などに係る専門的知見を得るため、学識経験者等からなる「札幌市資料館保存活用検討委員会」を設置（平成27年11月）
- 検討委員会で取りまとめられた「札幌市資料館保存活用基本方針」（平成28年3月）に示される、建築物の保存の考え方と、①法廷展示等の機能の維持向上、②情報発信・交流・誘客機能の強化、③市民・観光客の憩い機能の強化、④歴史的建造物と新たな活用の対比・融合による価値の発揮という活用の考え方を尊重する必要がある

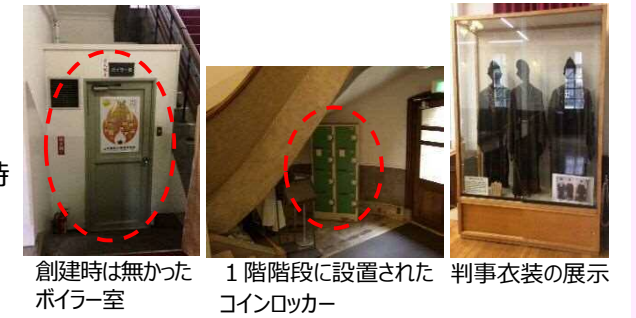
2 歴史的建造物としての魅力の伝承不足

(1) 設備機器等の設置による歴史的建造物としての美観阻害

創建当時は無かったボイラー室等の設置、階段付近のコインロッカー設置等により歴史的建造物としての美観を損なっている

(2) 旧札幌控訴院の由来の伝承不足

- 全国に8か所建築されたなかで現存する2か所のひとつだが、当時の歴史を物語る資料は判事衣装等の展示に留まっている
- 施設名称及び文化財名称が建物の由来を正しく伝えられておらず、施設機能を適切に表現していないことによる混乱がある



3 耐震性能の不足、老朽化及びバリアフリー化の未対応

(1) 耐震性能の不足

耐震診断で倒壊等の危険性が高いと判定され、耐震改修による早急な安全性の確保が必要

(2) 老朽化

外壁、屋根、建具、内装等の建築部材の腐朽破損、暖房、電気、水道等の設備の老朽化が深刻

(3) バリアフリー化の未対応

エレベーター、多目的トイレ、車いす用駐車施設等のバリアフリー化が未対応であり、既存トイレの便器数の不足、個室・通路幅の狭さにより利用に支障がある



第4章 保存活用の基本計画

資料館は比較的利便性の高い立地にあり、毎年多くの人を訪れる価値ある歴史的建造物で、札幌国際芸術祭やSIAFラボをはじめとした活動が活発化している。このような「歴史」と「アート」の対比・融合により創造性が喚起されることを期待して、保存活用における基本方針と、それに即した事業計画、運営計画、施設計画を定める。

【他都市の歴史的建造物を活用した先行事例】
ヨコハマ創造都市センター（横浜市） アートラボあいち（愛知県）



- 【基本方針】**
歴史的建造物である資料館を札幌市の財産として維持保全するとともに、以下のように研究・創造と交流・発信の場として活用することを基本方針とする
- 市民や観光客が憩い・交流するなかで、メディアアートに触れることで、アイデアを生み出し創造性を喚起する場
 - 国内外のクリエイティブ人材がメディアアーツ都市である札幌を訪れる玄関口となり、様々な機関・団体等との協働による活動をする場
 - 資料館を訪れるすべての人に建築物の歴史性とその価値を伝えていく場

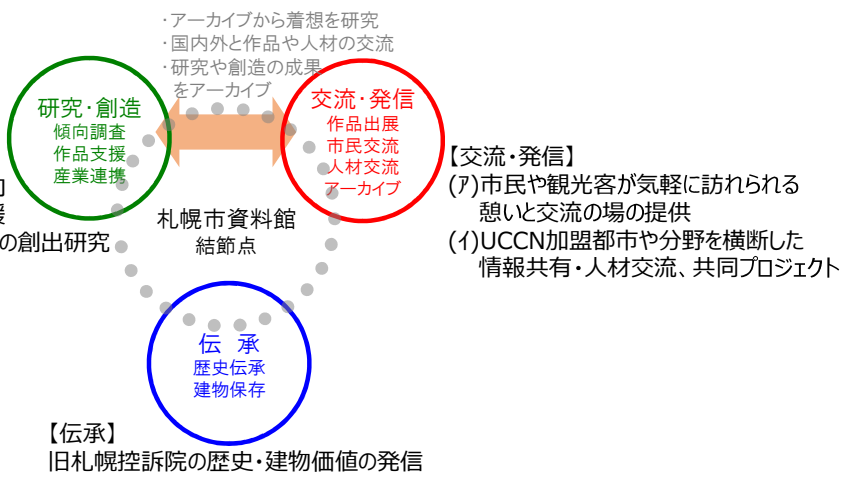
基本方針の実現に向けた3つの計画

＜事業計画＞

- ・メディアアート表現に係る研究・創造、表現の記録の蓄積・国内外との交流・発信（第3章-1）
- ・歴史の伝承（第3章-2）

(1)事業構造の3本柱

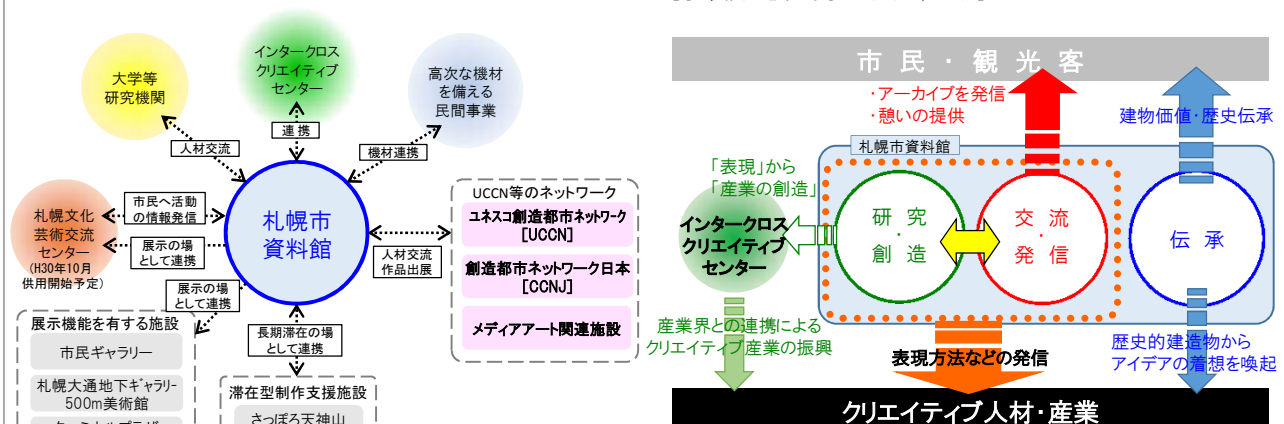
【事業構造のイメージ】



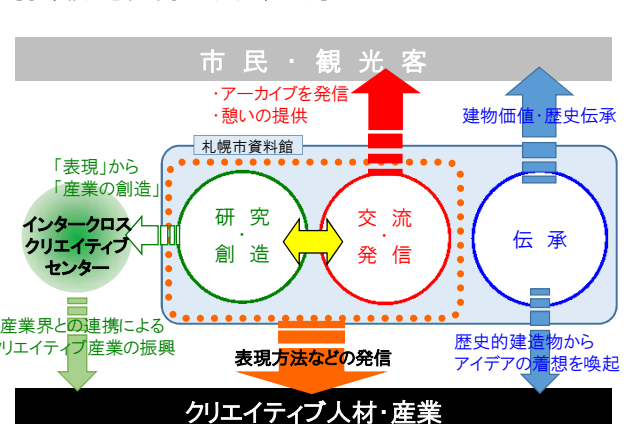
(2)事業展開

- ア 他の文化芸術施設等との連携：滞在制作支援・展示施設との連携、高次な機材を備えた民間施設との連携、メディアアート表現からクリエイティブ産業の誘発
- イ 国内外との人的交流の促進：UCCN等の国際的なネットワークを活用した国内外への人材派遣、情報の発信交換により、クリエイティブ人材が活発に訪れるなどの人的交流を促進
- ウ 立地環境を生かしたイベント等との連携：文化芸術施設の周遊促進、札幌国際芸術祭や観光イベントなどの事業連携

【関係施設の相関図】



【事業構造と市民等への還元イメージ】

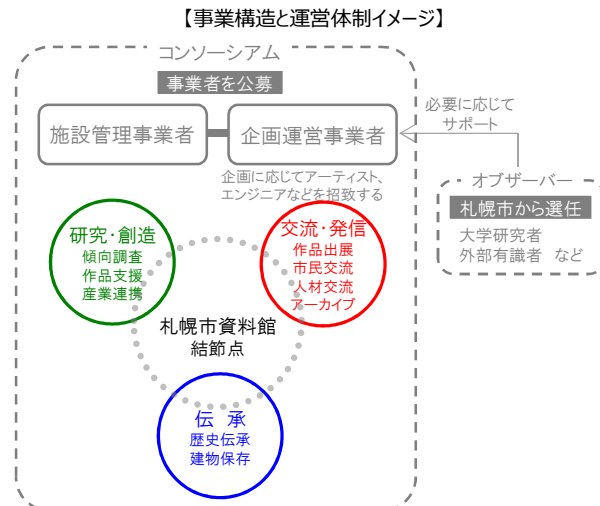


＜運営計画＞

- ・適切な事業運営のための体制整備（第3章-1,2）
- ・施設の適切な維持管理（第3章-3）

(1)運営体制

施設維持管理に加え、研究・創造や交流・発信事業の企画実行が可能な指定管理事業者選定



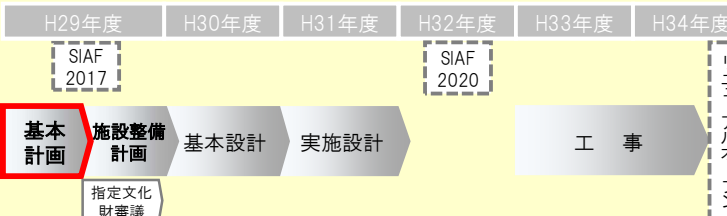
(2)市民利用における運用変更

- ・制作や小規模展示を可能としながら市民の様々な利用に対応するよう、貸出し単位等を見直し、段階的に研究・創造と交流・発信の場の特徴を出す
- ・歴史的建造物の雰囲気を生かした会議等の会場としての利用に対応
- ・雪まつり等の観光イベントにあわせた開館時間延長等により訪れやすい観光資源となる運用

(3)文化財としての適切な維持管理

建築物、防災関係設備等の定期点検、いたづら等防止のため現状と同様に常駐管理

【スケジュール】



＜施設計画＞

- ・限られた空間で合理的活動のための諸室配置（第3章-1）
- ・保存活用のため文化財制度活用（第3章-2）
- ・耐震、保全改修とバリアフリー化（第3章-3）

(1)歴史的建造物の保全とバリアフリー対応

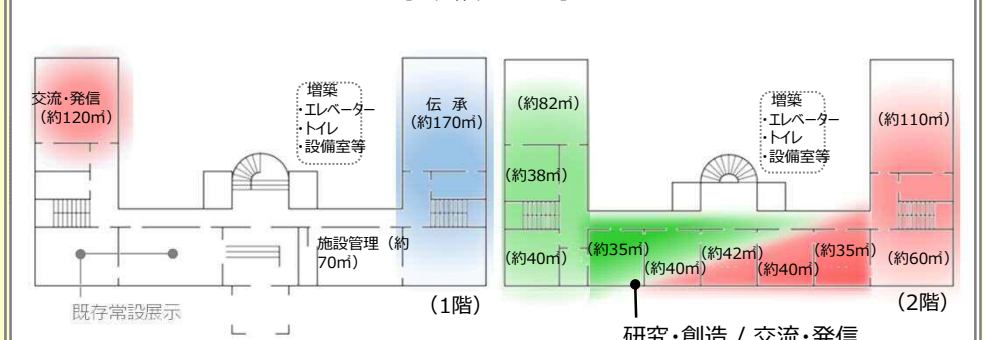
- ・市指定文化財として保存活用、旧札幌控訴院の由来を伝える
- ・施設機能を現す公の施設の名称を定める

- 耐震改修** 耐震改修を実施（内観意匠への影響、費用対効果を考慮し工法を選択）
- 保全改修** 創建当時の意匠を保存・継承する保全改修、ライトアップ設備の効果的配置、消防法等に準拠した防災安全性確保
- バリアフリー対応** 文化財価値を損なわず景観と高齢者、障がい者等の利便性に配慮し、エレベーター、多目的トイレ等の増築

(2)諸室整備

わかりやすさと関連機能集約を考慮した諸室配置、設備機器等のエレベーター部分への一体的配置

【機能配置イメージ】



【概算事業費】

耐震改修	保全改修	バリアフリー化	外構整備	事業費合計
免震工法：約16億円	約7.2億円	約1.8億円	約1.8億円	約26.8億円
耐震工法：約11億円				約21.8億円

目 次

第1章 計画策定の背景・目的と位置付け

- 1 計画策定の背景・目的 . . . 1
- 2 計画の位置付け . . . 2

第2章 資料館の概要及び価値

- 1 概要 . . . 3
- 2 価値 . . . 8

第3章 現状における課題

- 1 国内外との連携機能を果たす活動の場の未整備 . . . 16
- 2 歴史的建造物としての魅力の伝承不足 . . . 18
- 3 耐震性能の不足、老朽化及びバリアフリー化の未対応 . . . 19

第4章 保存活用の基本計画

- 1 事業計画 . . . 20
- 2 運営計画 . . . 26
- 3 施設計画 . . . 28

資料編

- 資料1 札幌市資料館保存活用検討委員会設置要綱
- 資料2 札幌市資料館保存活用検討委員会委員名簿
- 資料3 札幌市資料館保存活用基本方針
- 資料4 札幌市資料館保存活用基本計画（案）に対するご意見について

第1章 計画策定の背景・目的と位置付け

1 計画策定の背景・目的

札幌市資料館（以下「資料館」）は、大正15年（1926年）に札幌控訴院（現在の札幌高等裁判所）として建築された歴史的建造物です。昭和48年（1973年）に札幌市へ移管され、市史の編纂（へんさん）などを行う施設として運用し、平成9年（1997年）には国の登録有形文化財に北海道の第一号として選定されました。現在は市民向けのミニギャラリーや展示室などを有する文化芸術施設として活用し、多くの市民や観光客が訪れる観光資源となっています。

しかし、資料館は耐震性能の不足や老朽化、バリアフリー化の未対応などの課題を抱えており、早急な対応が求められています。

このようななか資料館は、平成26年（2014年）に初開催された札幌国際芸術祭（SIAF）2014で主要会場として活用されました。SIAF2014では「札幌市資料館リノベーションアイデアコンペティション」が実施され、創造性を発揮できる場として資料館をリノベーションするための活用アイデアを募り、131の応募の中から「create creation」と題された最優秀提案が選定されています。

また、札幌市は平成25年（2013年）にユネスコ創造都市ネットワーク^{※1}（メディアアーツ^{※2}分野）に加盟し、さらに平成27年（2015年）には札幌市文化芸術基本計画を改定して、メディアアーツ都市としての札幌を国内外に発信するための拠点設置の検討をはじめることとしました。

このようなことから、札幌市では専門的かつ客観的な視点から資料館の望ましいあり方を検討するため、同年11月に札幌市資料館保存活用検討委員会を設置し、学識経験者の方などと意見交換を重ねてきました。

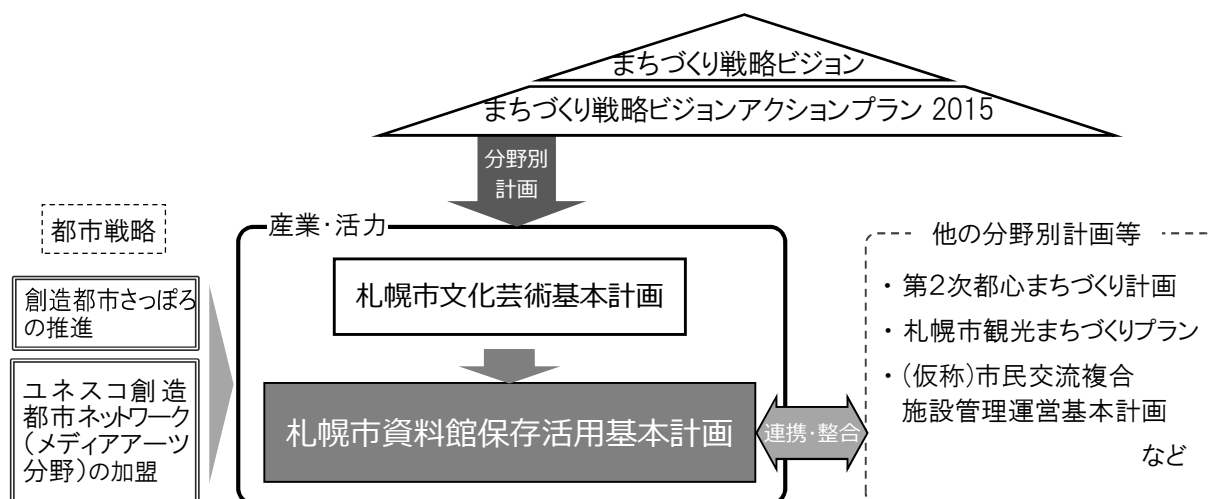
以上のような状況を踏まえ、資料館を貴重な歴史的資産として後世に引き継いでいくとともに、ユネスコ創造都市ネットワーク加盟の効果を生かすための積極的な活用を図る基本的な考え方を定め、保存活用を計画的に進めるため、「札幌市資料館保存活用基本計画」を策定するものです。

※1 ユネスコ創造都市ネットワーク：創造的・文化的な産業の育成、強化によって都市の活性化を目指す世界の各都市が、国際的な連携・相互交流を行うことを支援する枠組みで、文化の多様性の保護を重視するユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が平成16年（2004年）に創設。文学、映画、音楽、クラフト&フォークアート、デザイン、メディアアーツ、食文化の7つの分野から構成されている。

※2 メディアアーツ：デジタル技術などを用いた新しい芸術表現。映像、演劇・舞踊（パフォーミングアーツ）なども含む幅広い表現であり、創造的な産業にも波及する概念。

2 計画の位置付け

この計画は「まちづくり戦略ビジョン」、「札幌市文化芸術基本計画」などの上位計画を踏まえ、「ユネスコ創造都市ネットワーク」等の都市戦略の実現に資するための個別計画と位置付けます。



【各上位計画における記述】

まちづくり戦略ビジョン

市民にも来訪者にも魅力的なまちづくりを進めるため、外国人観光客のニーズに合致した観光資源の発掘・創出を図るとともに、既存の観光資源（定山溪、札幌芸術の森、藻岩山、モエレ沼公園・サッポロさとらんど、歴史的建造物等）と周辺地域を含めたまちづくりを総合的にマネジメントします。（第1章 創造戦略4 魅力あるまちづくりと観光振興の一体的推進）

まちづくり戦略ビジョンアクションプラン 2015

（札幌市資料館リノベーション事業）

歴史的建造物である札幌市資料館を国際芸術祭の拠点として活用し、現代アートを中心とした多様な芸術表現の発信や市民の交流の場とするためのリノベーションに着手します。（第2章 政策分野2 産業・活力 政策目標4 魅力あるまちづくりと観光振興の一体的推進）

札幌市文化芸術基本計画

- ・札幌の貴重な文化遺産や自然遺産を大切に保存し、まちづくりに積極的に活用していくことで、次の世代への橋渡しを行っていきます。（第4章 施策3-③ 文化遺産・自然遺産の保存と活用）
- ・国の登録有形文化財の札幌市資料館については、文化と観光の両面から今後も維持・活用すべき魅力を有する建築物であることから、札幌国際芸術祭で使用することを契機に、札幌の文化芸術等の振興に寄与する施設としてリノベーションを行う（以下略）（重点取組事業：文化財の保存と活用）
- ・メディアアーツの市民理解を促進し、メディアアーツ都市としての札幌を国内外に発信するための拠点設置について検討を進めていく（以下略）（第4章 施策4-② 札幌の文化芸術を通じた国内外への魅力発信 重点取組事業：ユネスコ創造都市ネットワークを活用した国内外の都市との交流・情報発信）

第2章 資料館の概要及び価値

1 概要

(1) 施設等の概要

資料館は札幌控訴院として司法省会計課が設計し、大正 11 年（1922 年）に着工、大正 15 年（1926 年）に竣工しました。全国で 8 ヶ所建築された控訴院のうち、現存するのは札幌と名古屋（国指定重要文化財）のみです。裁判所の移転に伴い、昭和 48 年（1973 年）に札幌市（教育委員会）に移管されて札幌市資料館として開館し、平成 9 年（1997 年）に北海道内で初めて国の登録有形文化財に選定された歴史的建造物です。平成 18 年（2006 年）に資料館機能が移転した後は、市民の文化活動の展示等が行われる施設として運営されています。（平成 26 年度から札幌市市民文化局文化部が所管）

ア 名称：札幌市資料館（旧札幌控訴院）

イ 所在地：札幌市中央区大通西 13 丁目

ウ 建築年：大正 15 年（1926 年）

エ 構造：^{そせきぞう}組積造（レンガ及び軟石）、鉄筋コンクリート造 2 階建

オ 諸元：建築面積 850 m²、延べ面積 1,638 m²、敷地面積 7,120 m²

カ 指定等

（ア）国登録有形文化財：平成 9 年（1997 年）登録

（イ）札幌景観資産：平成 19 年（2007 年）指定

キ 地域地区等

（ア）用途地域：商業地域（容積率 400%、建ぺい率 80%）、準防火地域

（イ）風致地区：大通風致地区 第 1 種（前庭部分）

（ウ）景観計画重点区域：大通地区



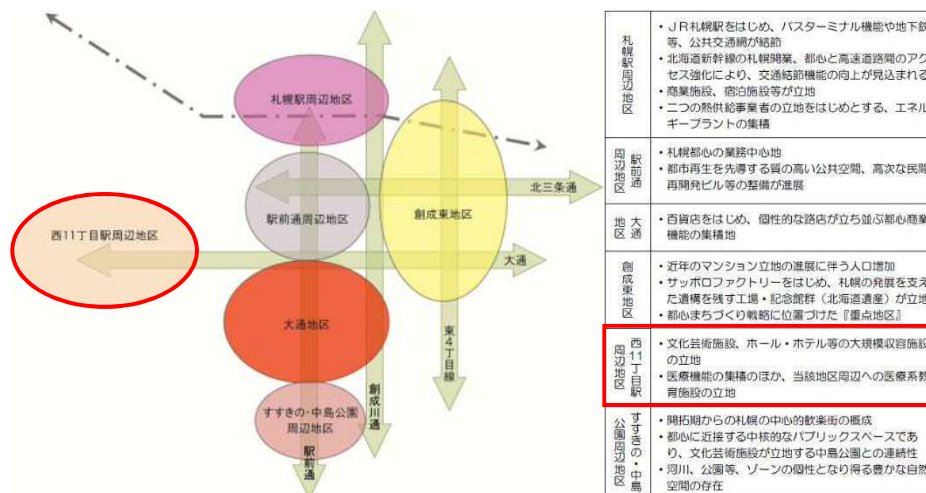
現在の資料館の様子



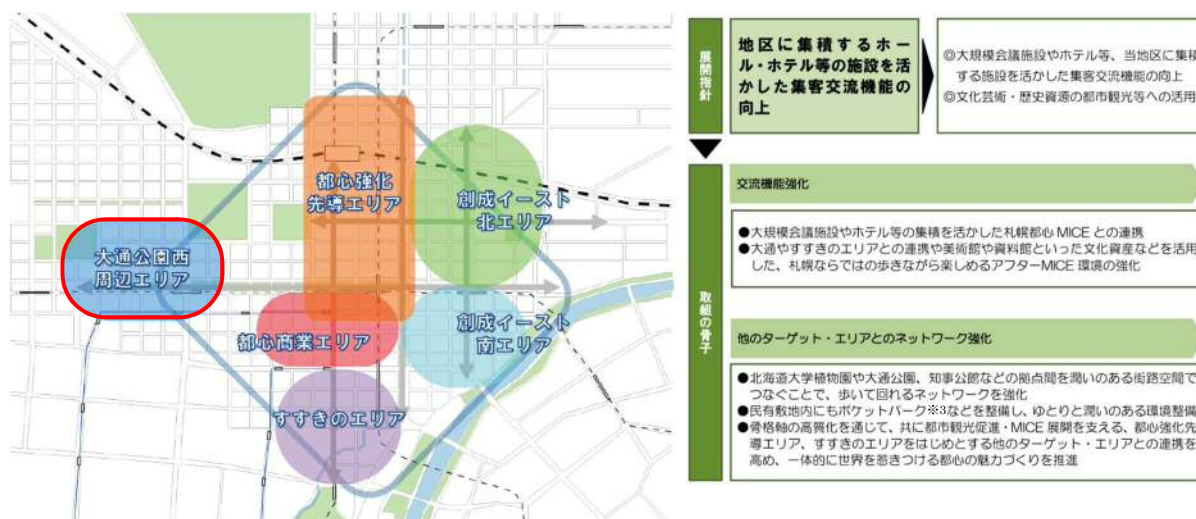
大通 12 丁目から資料館を望む

ク 地域的位置付け等

(ア) 西 11 丁目駅周辺地区 (第 2 次都市計画マスタープラン)



(イ) 大通公園西周辺エリア (第 2 次都心まちづくり計画)



(ウ) 資料館周辺における主な文教施設と宿泊施設の分布図



※3 ポケットパーク：まちの一角などに設けられる小公園。

(2) 運営状況

ア 運営形態

(ア) 所管：札幌市市民文化局文化部（国際芸術祭担当）

(イ) 運営：指定管理者（NTT グループ北海道共同事業体（平成 29 年度現在））

イ 公開状況

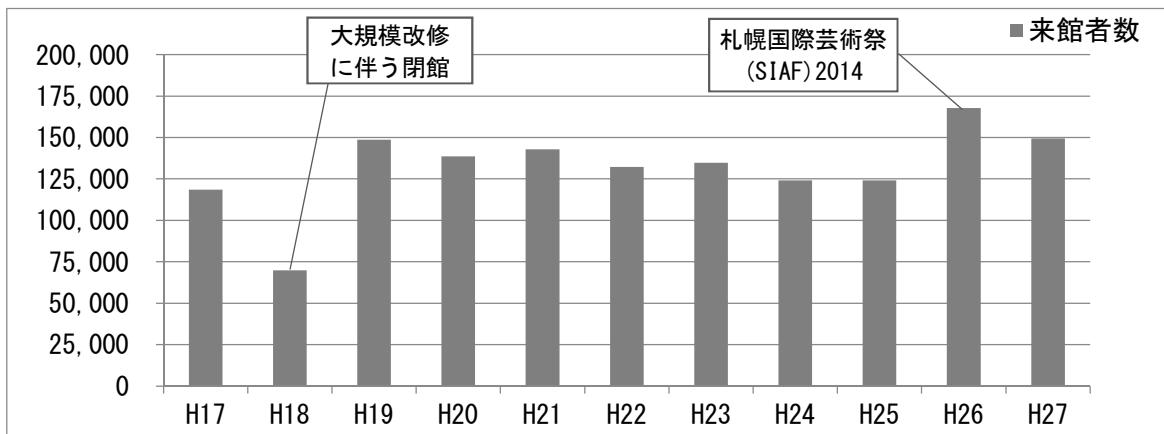
(ア) 開館時間：9 時 00 分～19 時 00 分（月・年末年始休館）

※ 昭和 48 年（1973 年）から一般公開開始

(イ) 入館料：無料

ウ 来館者数推移

平成 18 年度に実施した大規模リニューアル後に来館者が増加しましたが、平成 25 年度には約 12 万 5 千人まで減少しました。しかし、札幌国際芸術祭 2014 の開催をきっかけに、平成 26 年度には約 16 万 7 千人まで増加し、平成 27 年度も約 15 万人の来館がありました。



出典：札幌市統計書（札幌市まちづくり政策局政策企画部）

エ 諸室の利用状況

(ア) 1階

【SIAF ラウンジ (旧民事・刑事書記課)】

札幌国際芸術祭 2014 の関連資料・書籍が閲覧できるライブラリーを兼ね備えたインフォメーションセンターや、芸術祭に関わる情報のほか、文化芸術に関する様々な情報を共有、発信するスペースとして活用されています。

札幌国際芸術祭 2017 に向けた情報発信や活動をはじめ、文化芸術に関心のある人々の交流の場として機能しています。



【まちの歴史展示室 (旧宿直室・応接室)】

札幌のまちの歴史や文化、自然に関するパネルや模型などを常設展示しています。



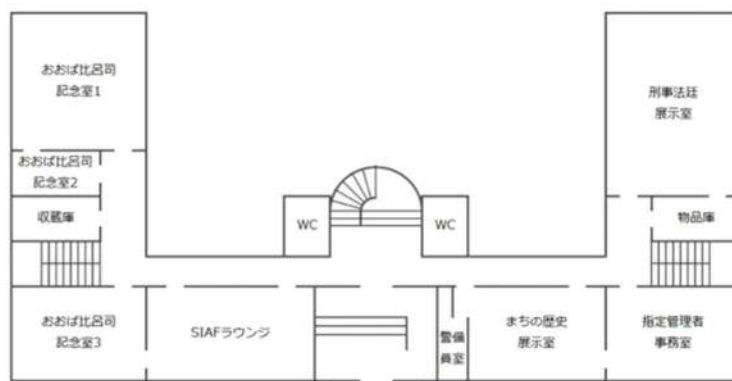
【刑事法廷展示室 (旧刑事法廷)】

札幌控訴院時代の雰囲気を感じさせる法廷を復元しています。模擬裁判に活用するなど、司法教育実践の場としての役割を担っています。判事席等の配置を変えることで、札幌控訴院時代と現在の裁判制度(裁判員制度も含む)の刑事法廷を再現することができます。



【おおば比呂司記念室 (旧民事法廷、会計部)】

札幌出身の画家・漫画家おおば比呂司氏の作品や、アトリエを再現した展示をしています。



1階 現状の諸室配置

(イ) 2階

【大通交流ギャラリー（旧応接室）】

四季折々の大通公園の眺望が楽しめるよう展望室として開放しています。



【SIAF プロジェクトルーム（旧検事局書記課）】

札幌国際芸術祭 2017 に向けてさまざまな活動を実践するスペースで、ワークショップやレクチャーなど、ものづくりや学びの場として機能しており、活動の成果を発表する展示空間としても活用しています。



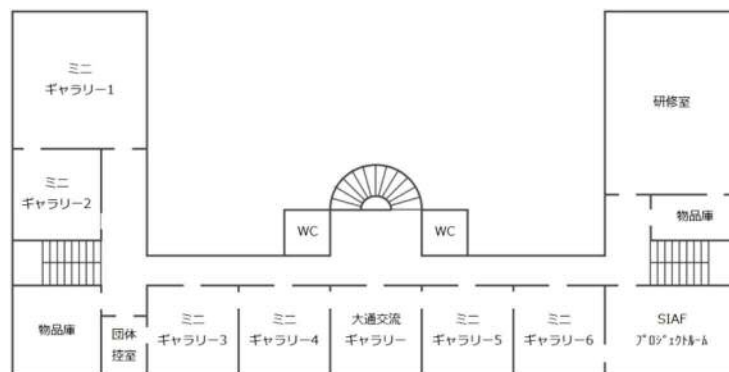
【ミニギャラリー1～6（旧食堂、判事室、中央部、院長室など）】

6部屋の貸しギャラリーは、市民活動や美術作品などの発表の場として広く利用され、約85%の利用率となっています。



【研修室（旧会議室）】

プロジェクターなどの映像・音響機器も利用することができる研修室は、講演会や会議などに利用され、約5割の稼働率となっています。



2階 現状の諸室配置

2 価値

歴史的背景、意匠や構造、現在の利用状況等から、資料館の価値を「歴史的価値」「建築的価値」「活用価値」の3つに整理しました。

価値1 歴史的価値

(1) 全国で展開された司法省控訴院建築の充実期を飾る数少ない遺構です。

全国で8カ所で建築された控訴院のうち、現存するのは大正11年（1922年）竣工の名古屋控訴院（重要文化財）と資料館の2カ所のみであり、控訴院建築充実期の最後を飾る建築です。

(2) 建築に携わった設計者や技師などの記録が残されています。

設計は司法省会計課で、設計担当者は浜野三郎とみられます。当時の技師長は山下啓次郎で、実施の細部設計は、技手森兵作、朝倉益也、森久太郎が担当しました。

中央部最上階の柱に打ち付けられていたという棟札※4に建築に関わった建築業者や職人の名前が残されています。いずれも当時の札幌の代表的な技術者達と推察され、当時の技術や技能を伝える建築物としての価値も有しています。

(3) 外構の資材は地域性のある材料が使用され、創建時の形状が維持されています。

門柱や外周柵は札幌軟石や登別中硬石を使用した地域性のあるものになっており、門柱位置や正面車寄せなどは、創建当時の形状を維持しています。

価値2 建築的価値

(1) 明治から昭和初期の建設資材である札幌軟石の数少ない現存建築物です。

外壁に使用された軟石のほとんどが南区石山で産出される札幌軟石で、石山の採石場から馬車鉄道を使って運ばれ、ビシャン仕上やツル目仕上など多様な仕上げ加工が施されています。

資料館は札幌軟石を使用した建築物としては市内最大のもので、現存する数少ない遺構といえます。

※4 棟札（むなふだ、むねふだ）：建築物の建築・修築の記録・記念として、棟木（むなぎ）・梁など建築物内部の高所に取り付けた細長い札。書かれる内容は、築造・修理の目的を記した意趣文やその年月日、建築主・大工の名・工事の目的などの記録。

(2) 外観意匠^{※5}が優れています。

資料館の外観は、比較的抑制されたルネサンス風^{※6}の姿ですが、中央の正面玄関車寄せまわりや中央および左右の屋根破風^{※7}飾りに装飾的要素がみられます。

正面車寄せの女神彫刻や中央の意匠文字には、大正期モダニズム^{※8}の息吹を読み取ることができます。また、意匠文字の両側には、秤と剣のモチーフがあり、2階部分には、真実を映し出す鏡と言われる八咫鏡（やたのかがみ）のモチーフがみられます。

左右の破風は、背後の翼棟（よくとう）の存在をうかがわせるとともに、破風下軒の3ヵ所の玉飾り、2階2連窓、1階の楕型欄間^{※9}を有する両開き窓、床下換気口と、意識的に垂直方向のデザインを強調することで、平坦な正面意匠を引き締める意匠の配慮がみられます。

上下の櫛形レリーフにより水平ラインが強調された外観となっています。

大通公園の西端に位置するアイストップとなっている風格のある建築物として長年市民に広く親しまれており、札幌市都市景観条例による札幌景観資産に指定されています。

(3) 創建時の内観意匠が良好な状態で維持されています。

内部のホールには半円形の平面を巻き込むように上る階段や半円形につきだした階段室の青と黄色の地に、赤がアクセントのステンドグラスなど、随所に大正期モダニズムの息吹が感じられます。

諸室の天井には、特徴的な中心飾り^{※10}が設えられています。

複数回の内装改修工事が実施されていますが、いずれも創建時からの内観意匠を傷つけない配慮がなされており、特徴的な回り階段室、大通交流ギャラリー（旧応接室）のほかミニギャラリー4（旧院長室）、ミニギャラリー5（旧検事長室）、ミニギャラリー6（旧検事室）など主要室の重厚な装飾や内部意匠、開口意匠、開口部周りの建具なども良好に維持されているため、容易に札幌控訴院当時の姿に復原することが可能と思われます。

窓の鍛金^{※11}の金物は、創建当時のものが残されており、現在も使用されています。

階段は人造石研ぎ出し^{※12}、手すりは鍛金により作られており、伝統工法ともいえるべき「左官技術（人造石研ぎ出し、鍛金）」で意匠、技法ともに優れています。

(4) 当時としては先進的な二重建具が採用されています。

外側が両開き窓、内側が上げ下げ窓で、二重建具による寒気侵入対策が施されており、当時としてはかなり先進的な二重建具が採用されています。

(5) 組積造から鉄筋コンクリート造への構造の変遷を示す事例の一つです。

資料館の外壁は一見石造のようですが、実は内側にレンガ、外側に軟石を積み上げた組積造で、2階床と梁、階段、柱には鉄筋コンクリートを使用した混構造となっており、不燃性の建築物の構造が組積造から鉄筋コンクリート造へと移行していったことが確認できます。また、基礎部分は、石造、レンガ造からコンクリート造へと設計変更されている状況も確認できます。

(6) 時代背景を伝える建築材の転換期を特徴的に確認できます。

格の高い部屋の腰壁等に合板が使用されており、内装の建築資材が無垢板材からベニヤ合板に転換していったことを特徴的に確認できます。

※5 意匠：形・模様・色またはその構成などのデザイン。

※6 ルネサンス：15～17世紀初頭にヨーロッパに普及した建築・美術様式。建築ではシンメトリー（左右対称）やバランス（調和）を重視した。

※7 破風（はふ）：切妻屋根等に付いている合掌型の装飾。

※8 大正期モダニズム：二十世紀になって発生した装飾性を配し、合理性、機能性を可能な限り追及した建築様式。

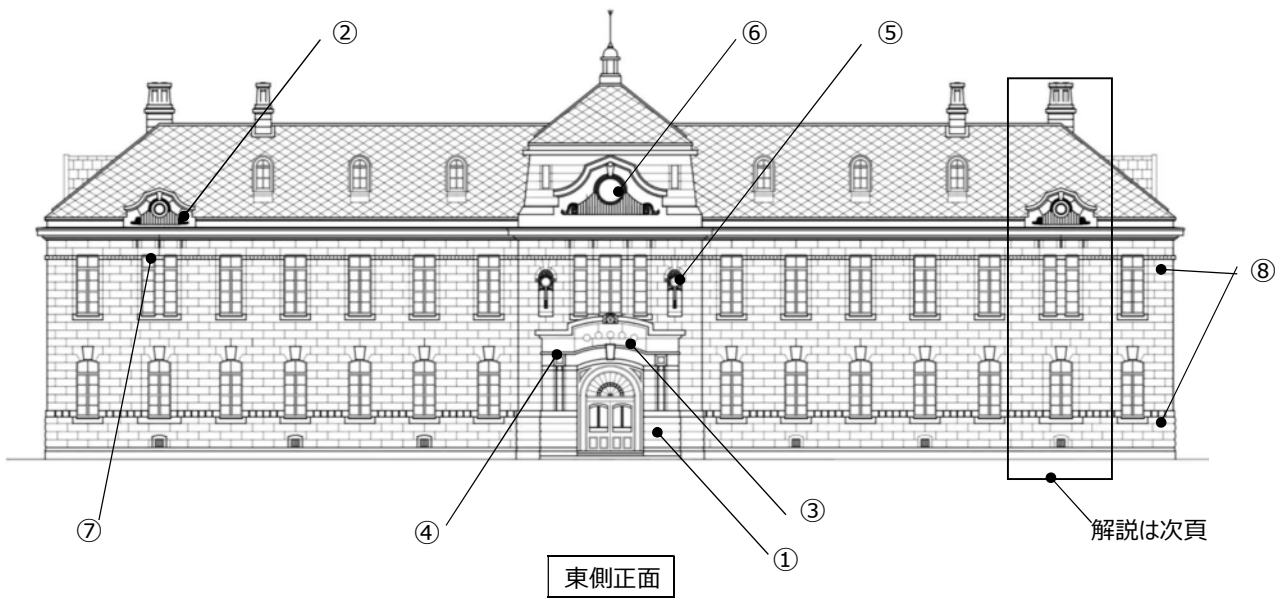
※9 欄間（らんま）：採光、通風、装飾といった目的のために天井と鴨居（かもし）との間に設けられる格子、若しくは開口部。

※10 中心飾り：天井の中心に設えられた漆喰でできた装飾。

※11 鍛金（たんぎん）：金属をたたいて板状にのばし、形作る金工の技法。

※12 人造石研ぎ出し：セメントと種石を混ぜ合わせたものを塗りつけ、硬化のタイミングをみて、砥石や研磨機、グラインダーで研ぎ出す工法。

【外観意匠の特徴 I】



①車寄せ



②破風飾り



③女神彫刻と意匠文字



④秤と剣のモチーフ



⑤八咫鏡モチーフ



⑥菊の御紋跡と花飾り



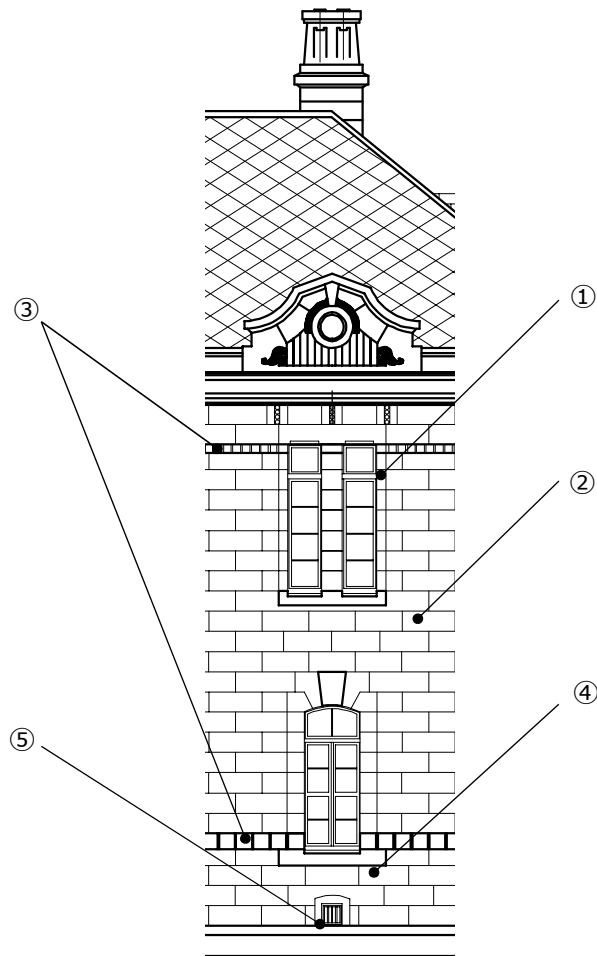
⑦左右破風飾り下の玉飾り



⑧柵形レリーフ



【外観意匠の特徴Ⅱ】



東側正面図 前頁枠部拡大



①窓まわり



②壁面



③樹形レリーフ

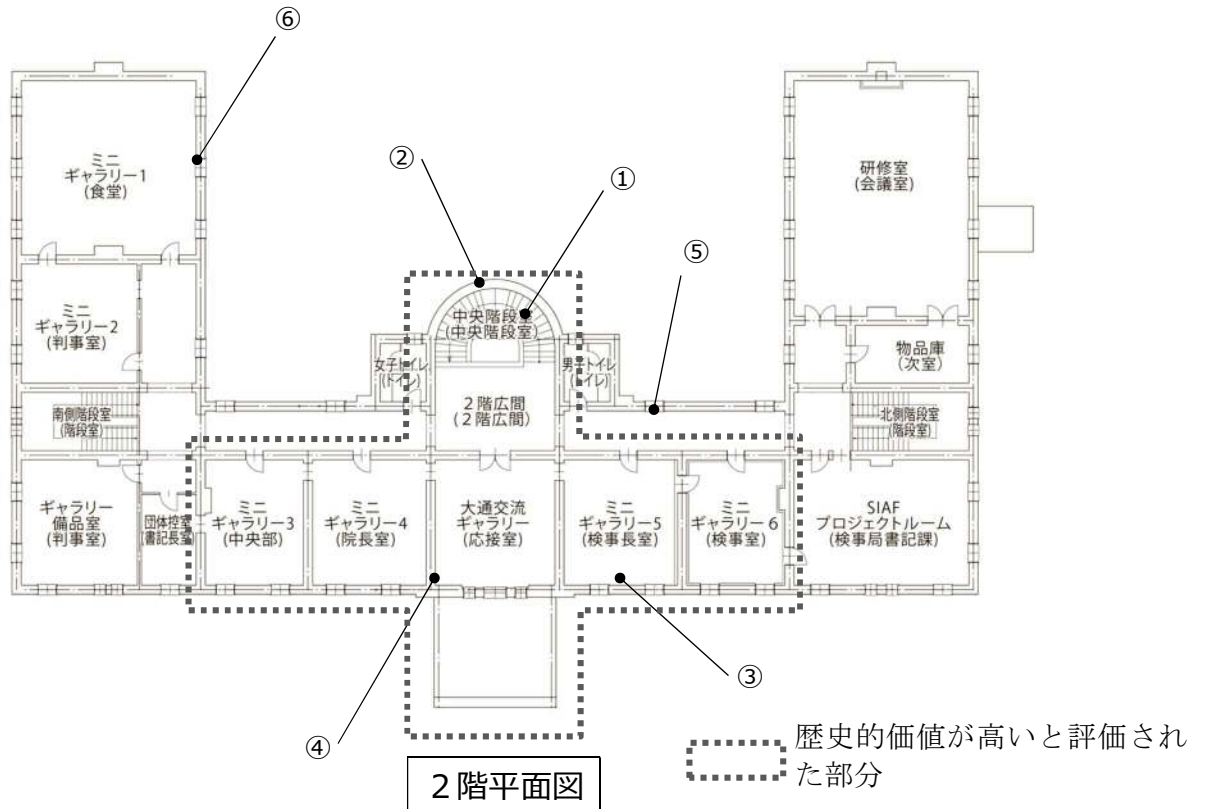


④壁面下部



⑤基礎

【内観意匠の特徴 I】



①回り階段



②ステンドグラス



③天井飾りと中心飾り



④主要室の木製内観意匠

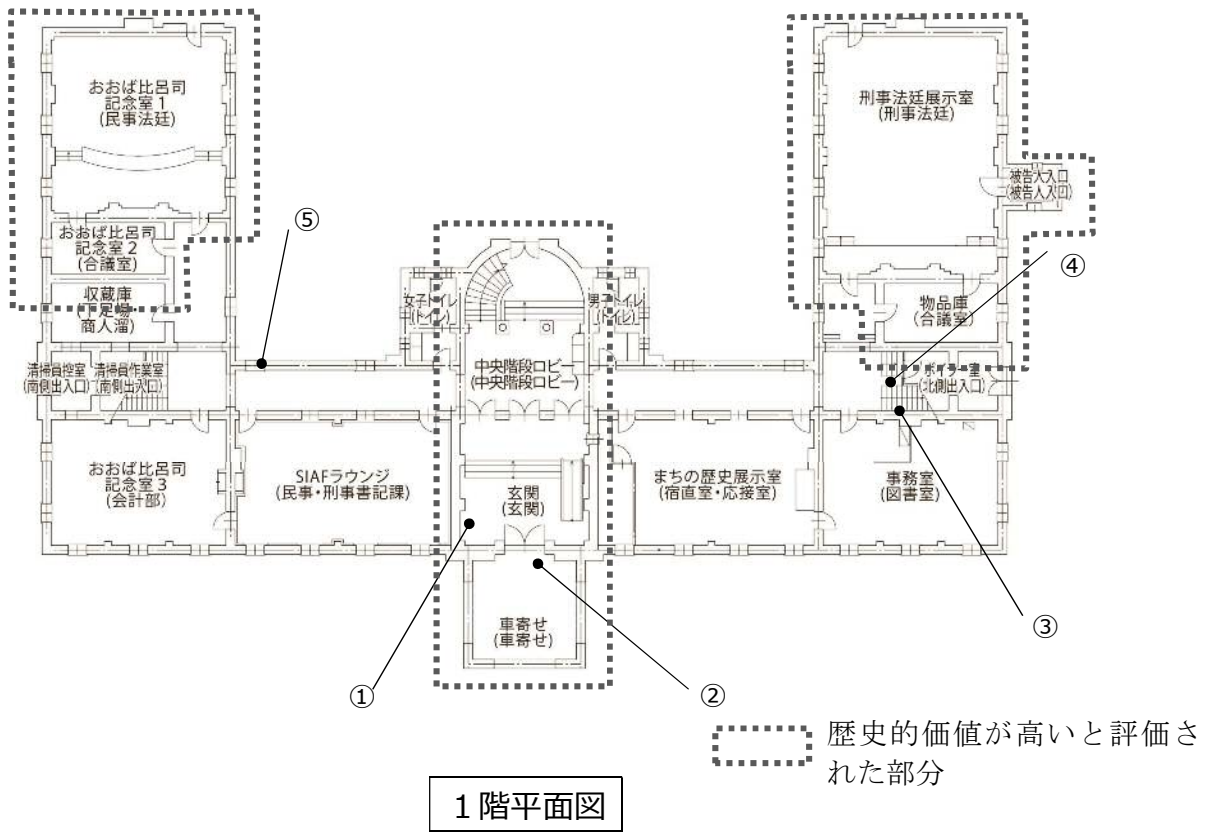


⑤窓の鍛金金物



⑥内観意匠を毀損しないよう増設された展示用の内壁

【内観意匠の特徴Ⅱ】



① 玄関の意匠



② 開口部 (正面玄関) の意匠



③ 人造石研ぎ出し階段



④ 鍛金の手すり



⑤ 二重建具

価値3 活用価値

- (1) 多くの市民や観光客が訪れる観光資源として利用されています。

市有の文化財の中では時計台に次ぐ年間 15 万人の来館がある観光資源です。

ミニギャラリーと研修室は、市民による展示やワークショップ、会議などに利用されています。

- (2) 法・司法の学習の場として利用されています。

小中学生などの学生をはじめ、幅広い市民を対象に刑事法廷展示室での模擬裁判による裁判制度の学習の場として、また、研修室などでの法・司法に関する講演会などに利用されています。

- (3) 市民の憩いの場として利用されています。

創建当時に存在した別棟が撤去された跡地の裏庭は、現在はカッコウの森と呼ばれる緑地となり、近隣住民や周辺の会社員などの憩いの場、近隣の保育園の遊び場などとして、幅広い世代に利用されています。

- (4) 札幌国際芸術祭における主要会場として活用されています。

創造都市さっぽろの象徴的な事業として平成 26 年（2014 年）に初開催された札幌国際芸術祭（SIAF）2014 で主要会場として活用されました。平成 29 年（2017 年）に第 2 回が開催される SIAF2017 でも会場機能のほかインフォメーションセンター、ボランティアセンターなどの拠点として活用されます。

- (5) SIAF の PR 等を行う活動拠点「SIAF ラボ」として活用されています。

SIAF の開催期間以外でも継続的な活動や情報発信を行う拠点として、平成 27 年（2015 年）に「SIAF ラボ」が開設されました。

SIAF ラボは「SIAF ラウンジ」と「SIAF プロジェクトルーム」の 2 つのスペースからなっており、市民等の憩いの場であるラウンジでは SIAF2017 に向けた情報発信がなされ、プロジェクトルームでは子どもから大人まで幅広い参加者を対象としたワークショップなどを行う場として活用されています。

第3章 現状における課題等

この章では、資料館のリノベーションにあたって解決すべき現状の課題を以下に整理します。

1 国内外との連携機能を果たす創造活動の場の未整備

(1) メディアアーツ都市としての創造活動の場の確保

札幌市は、都市機能や自然環境、数多くの文化芸術イベントや施設といった都市資源を有することなどを背景として、平成25年（2013年）11月にユネスコ創造都市ネットワーク（UCCN）にメディアアーツ分野での加盟を果たしました。UCCN加盟により新たに獲得した国際的なネットワークを通じて、札幌の先進的な取組を世界へ発信するとともに、世界のクリエイティブ人材^{※13}との交流や誘致を進め、その成果を札幌市内の人材育成や産業振興に生かしていくことが求められています。

「創造的人材の定住・交流に向けた事例調査」（平成24年（2012年）総務省）では、クリエイティブ人材を惹きつける要素として、街並み・風景や地元食材などの文化資源、自然環境などのほか、「活動の場があること」が「かなり優位」とされています。

現在、札幌市では、メディアアーツを活用した大規模なイベントが開催される一方、イベント開催期間外の継続的発信の取組は札幌国際芸術祭の発信に留まっている状況があります。

また、クリエイターを養成する教育機関やコンテンツ産業の振興を担う施設が設置されていますが、メディアアーツを構成する大きな要素である「産業」「芸術」等のうち、主として芸術の分野で展開されるメディアアート^{※14}に係る人材の「活動の場」が確保されていません。

これらのことから、UCCN加盟の効果を最大限に発揮するため、メディアアートに係る創造活動の場を設け、活動の成果を蓄積し、常時発信する体制を確固なものとする必要があります。

※13 クリエイティブ人材：ここでは、企画・デザイン・パフォーマンスなどを通じて新たな価値を創造する人材をいう。

※14 メディアアート：ここでは、様々な素材をメディア（媒体）として新しい表現や使い方を生み出したり、新しいメディア自体を作り出したりする芸術表現をいう。

(2) アイデアコンペの提案

札幌国際芸術祭 2014 では、資料館を創造性の発揮できる場としてリノベーションするための活用アイデアを国内外から募る「札幌市資料館リノベーションアイデアコンペティション」（以下「アイデアコンペ」）を実施し、合計 131 点の提案が寄せられました。

資料館のリノベーションにあたっては、アイデアコンペにおいて選定された最優秀作品の“研究・創造と交流・発信による創造活動の中心とする”という提案コンセプトを生かしていく必要があります。

(3) 検討委員会における議論

札幌市では資料館リノベーションに向けて、建築物の保存や改修方法等の方向性などに係る専門的知見を得るため、平成 27 年（2015 年）11 月に学識経験者等で構成する「札幌市資料館保存活用検討委員会」（以下「検討委員会」）を設置しました。

検討委員会での議論の成果として平成 28 年（2016 年）3 月に「札幌市資料館保存活用基本方針」が取りまとめられ、建築物の保存の考え方に加え、①法廷展示等の機能の維持向上、②情報発信・交流・誘客機能の強化、③市民・観光客の憩い機能の強化、④歴史的建造物と新たな活用の対比・融合による価値の発揮という活用の考え方が示されました。

資料館の保存活用にあたってはここで示された考え方を尊重する必要があります。

2 歴史的建造物としての魅力の伝承不足

(1) 設備機器等の設置による歴史的建造物としての美観阻害

創建当時は無かった清掃員作業室やボイラー室が無造作に設けられ、当時の優れた技術を伝える内部意匠が覆い隠されています。また、回り階段付近へのコインロッカーや廊下への自動販売機の設置によって、歴史的建造物としての美観を損なっている状況です。

(2) 旧札幌控訴院の由来の伝承不足

かつて全国で8カ所建築された控訴院のなかで現存する2カ所のうちのひとつとして当時の刑事法廷を復原していますが、当時の歴史を物語る資料としては判事衣装等を展示するに留まっています。また、文化資料室機能が移転しているにもかかわらず、施設名称及び文化財登録名称が「札幌市資料館」となっており、建築物の由来を正しく伝えられておらず、現在の施設機能を適切に表現していないことによる混乱も生じています。



1階階段に設置された
コインロッカー



2階廊下に設置された
自動販売機



創建時は無かった
ボイラー室



判事衣装の展示

3 耐震性能の不足、老朽化及びバリアフリー化の未対応

(1) 耐震性能の不足

平成 23 年度に実施した耐震診断の結果、「地震の振動及び衝撃に対して倒壊、または崩壊する危険性が高い」と判定され、現在の耐震基準を満足していないことが明らかとなりました。資料館は年間 15 万人の市民や観光客が訪れる施設であり、今後もさらに多くの来館者が見込まれるため、耐震改修により早急な安全性の確保が必要です。

(2) 老朽化

外壁軟石のひび割れ、目地の隙間や軟石の欠損といった美観上の課題のほか、屋根材のはがれ、腐朽による雨漏りが発生しています。建築物内部では、天井の漆喰仕上げ面にひび割れが見られるほか、木製建具の腐朽、内装や造作部分の痛み、設置から 20 年超を経過した暖房、電気や水道等の建築設備の劣化など、老朽化が進んでおり、早急に修理や更新が必要となっています。

(3) バリアフリー化の未対応

施設内では、高齢者や身体に障がいのある方などにとって必要なエレベーター、車いす使用者用駐車施設や多目的トイレなどの設置といったバリアフリー化の対応がなされていません。さらに既存トイレは利用者数から必要とされる便器数が不足しており、施設の利用に支障をきたしているうえ、個室や通路幅が狭いため利用しにくい状態です。



設備配管からの漏水



屋根材のはがれ



木製建具の腐朽



エレベーター代わりの 器具数が少なく狭いトイレ
階段昇降機

【トイレの適正器具数】

室・設備	器具数	
	現状	適正
男子トイレ	小：4 個	小：4 個
	大：3 個	大：3 個
女子トイレ	大：3 個	大：5 個
多目的トイレ	0 個	1 個

(「空気調和・衛生工学会」資料により算定)

第4章 保存活用の基本計画

前章までに述べたように、資料館は比較的利便性の高い立地にあり、毎年多くの人々が訪れる価値ある歴史的建造物で、札幌国際芸術祭や SIAF ラボをはじめとした活動が活発化しています。このような「歴史」と「アート」の対比・融合により創造性が喚起されることを期待して、この章では次のように保存活用における基本方針と、それに即した事業計画、運営計画、施設計画を定めます。

【基本方針】

歴史的建造物である資料館を札幌市の財産として維持保全するとともに、以下のよう
に研究・創造と交流・発信の場として活用することを基本方針とする。

- 市民や観光客が憩い・交流するなかで、メディアアートに触れることで、アイデアを
生み出し創造性を喚起する場
- 国内外のクリエイティブ人材がメディアアーツ都市である札幌を訪れる際の玄関
口となり、様々な機関・団体等との協働による活動を行う場
- 資料館を訪れるすべての人に建築物の歴史性とその価値を伝えていく場

【計画の構成】

基本方針に即して、次のように計画を構成します。

- 事業計画：メディアアート表現に係る研究・創造、表現の記録の蓄積・国内外との
交流と発信（第3章－1）及び歴史の伝承（第3章－2）に係る事業内容を
定めます。
- 運営計画：事業を適切に運営するための体制（第3章－1、2）を整えるとともに、
施設の適切な維持管理（第3章－3）を行うための運営内容を定めます。
- 施設計画：既存建築物の限られた空間内においても合理的な活動展開が図られるよ
う諸室の機能的配置（第3章－1）、文化財制度の活用（第3章－2）、安
全・安心で誰もが利用しやすい施設とするための耐震、保全改修とバリア
フリー化（第3章－3）を図るための施設整備内容を定めます。

1 事業計画

(1) 事業の構造

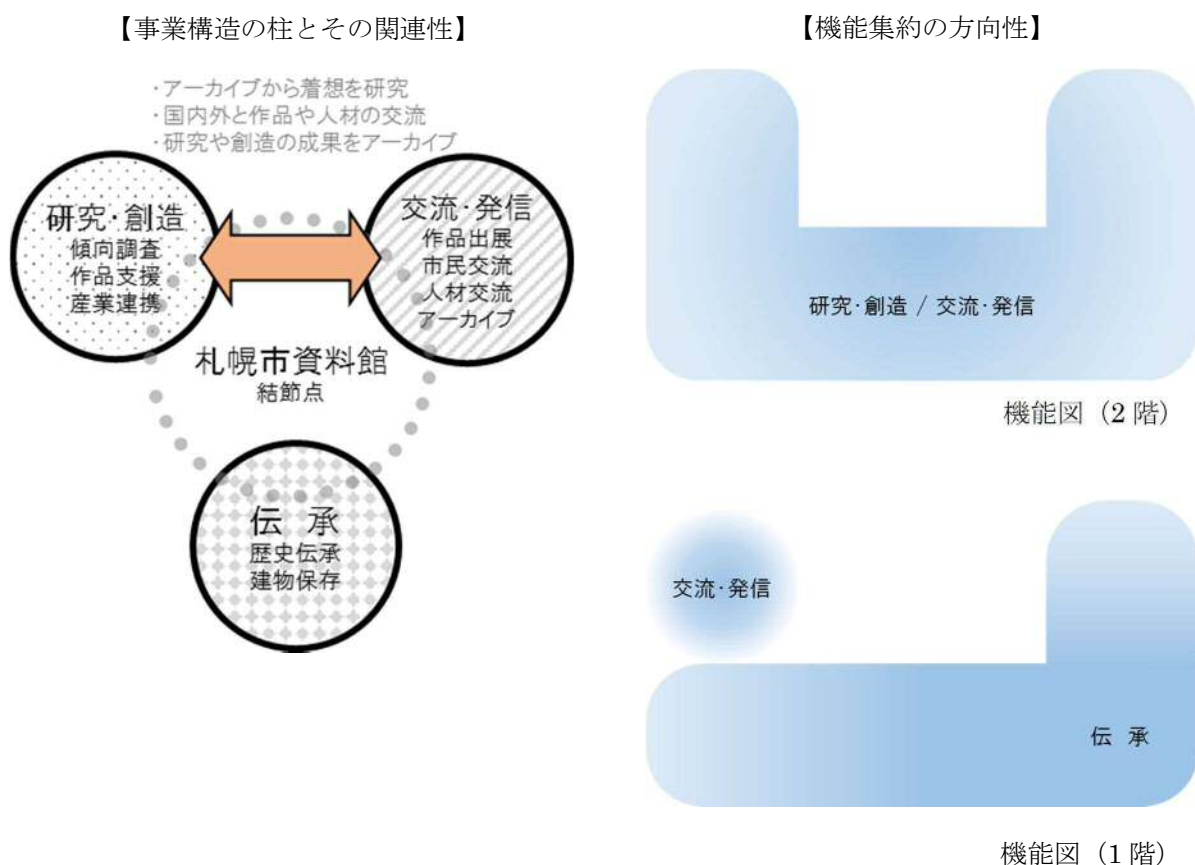
事業の構造として以下の3つを柱とします。

ア 研究・創造：メディアアート表現の研究とその成果に基づく創造

イ 交流・発信：市民や観光客、他分野の研究機関等や国内外のクリエイティブ人材との交流、表現手法の発信

ウ 伝承：大正期の建築物の価値と旧札幌控訴院としての歴史の伝承

これらの事業の柱のうち相互に深い関連性のある事業については、その効果を高めるため機能集約することとし、施設計画においてそのゾーニングを示していきます。



研究・創造

(ア) 国内外のメディアアートの傾向の調査や表現手法の研究支援

- a 国内外におけるメディアアートの表現手法の傾向や産業に結びついている事例の調査を行います。
- b アーティストの作品イメージを具現化する表現手法を確立するために、媒体の選択やその使い方などについて研究する場の提供などの支援を行います。

(イ) メディアアート表現からの産業の創出研究

メディアアート表現としての制作を支援するとともに、個々の作品が製品化される可能性の研究や、メディアアートを創造する自由な発想が製品やサービスの開発時に新しいアイデアを生み出すための支援を行います。

交流・発信

(ア) 市民や観光客が気軽に訪れられる憩いと交流の場の提供

現在の SIAF ラウンジと同様に、市民や観光客が気軽に立ち寄り、ゆっくりとくつろいだ時間をすごしながらライブラリーやアーカイブを通じてメディアアートに触れることのできる交流の場を提供します。

(イ) UCCN 加盟都市や分野を横断した情報共有・人材交流、共同プロジェクト

- a UCCN における都市間の戦略的連携のひとつである人材交流として、人材の派遣または加盟都市からのアーティスト等の受け入れを行います。
- b 年間 10 件を超える UCCN からの国際公募や出展要請など各種の都市間ネットワークにおける交流事業等の際には作品制作やプロジェクト（制作に係る一連の取組）構築を行い、公募提案や作品出展を行います。
- c アーティスト、大学などの教育機関及び他都市の芸術関係団体など分野を横断し、異なる知識技術の組み合わせなどを通じた共同のプロジェクト構築を行います。

伝承

旧札幌控訴院の歴史・建築物の価値の発信

資料館の建築物としての価値の解説、札幌控訴院当時の資料、象徴的な判決など、歴史や札幌の司法に関わる展示を充実するとともに、まち歩きを楽しむポイントとなる歴史的資源として情報発信を積極的に行います。

(2) 事業展開

ア 資料館と他の文化芸術施設等との連携

資料館は、札幌の文化芸術施設のなかでメディアアートを中心とする研究・創造と交流・発信の場となりますが、その機能のひとつには他の文化芸術施設等との結節点の役割があります。

他の文化芸術施設等との連携により、国内外からの人材による長期にわたる制作活動については、資料館に加えて滞在型制作施設も活用し、大規模作品の展示を行う際には、札幌文化芸術交流センターをはじめとする展示機能等を有する施設を場として市民向けに発表します。

また、研究・制作活動において、資料館で日常的に用いる機材よりも高い機能を有する機材を必要とする場合には、3D プリンター等を備え外部に開放された民間施設を活用するなどの連携も行います。

さらに、資料館におけるメディアアートを生み出す独創的な表現がイノベーションを誘発し続け、新たな産業が創造されるよう、インタークロス・クリエイティブ・センター（ICC）との情報交換や人的交流などによりクリエイティブ産業等との連携を推進し、クリエイティブ産業のさらなる振興を図ります。

【関係施設の主な機能】

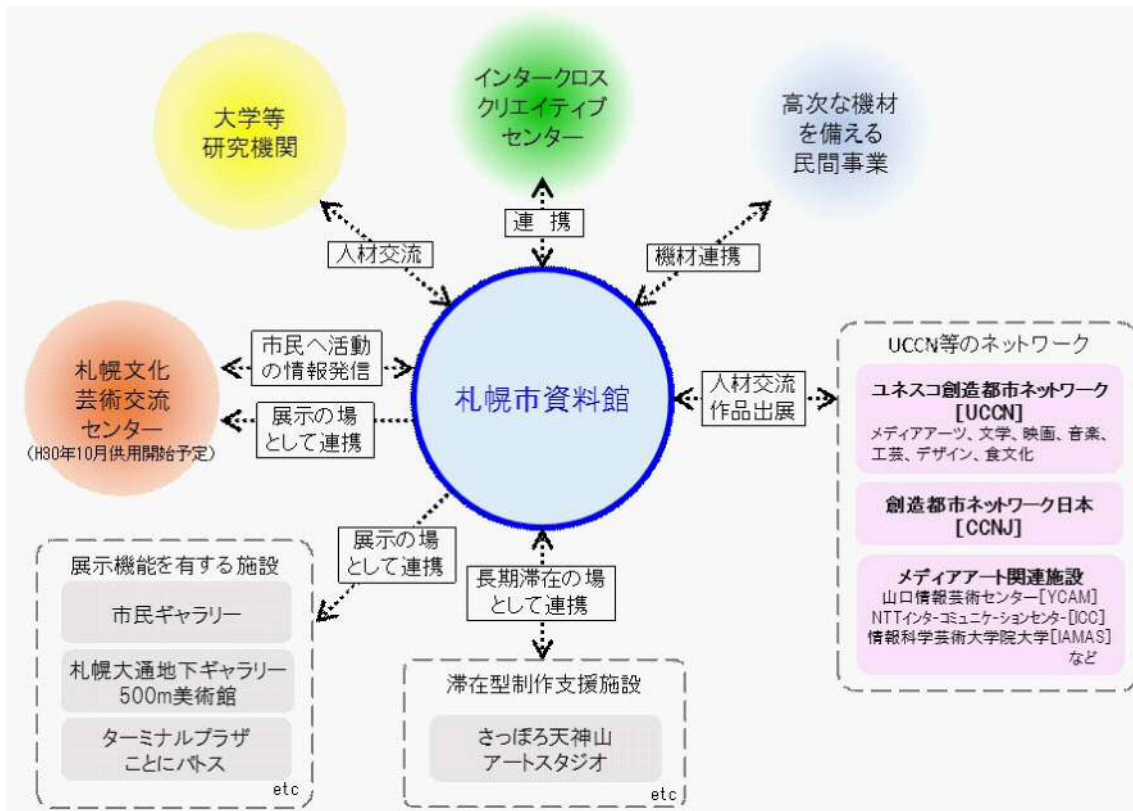
市民の文化芸術活動を支え育てていく施設：札幌市民文化芸術交流センター
(ア) 支援機能：市民・文化芸術団体・アーティストの相談・活動の支援、アートマネジメント人材の育成、ボランティアへの支援
(イ) にぎわい創出・発信機能：子どもに対する普及・育成、多様な文化芸術作品のイベント情報等の提供
(ウ) 施策研究機能：文化芸術施策検討のための調査

クリエイター支援による産業振興施設：インタークロス・クリエイティブ・センター
(ア) 人材育成：クリエイター等の人材育成
(イ) 事業支援：新たなプロジェクト（事業）の創出支援
(ウ) 産業連携：コンテンツ産業と他産業との連携促進

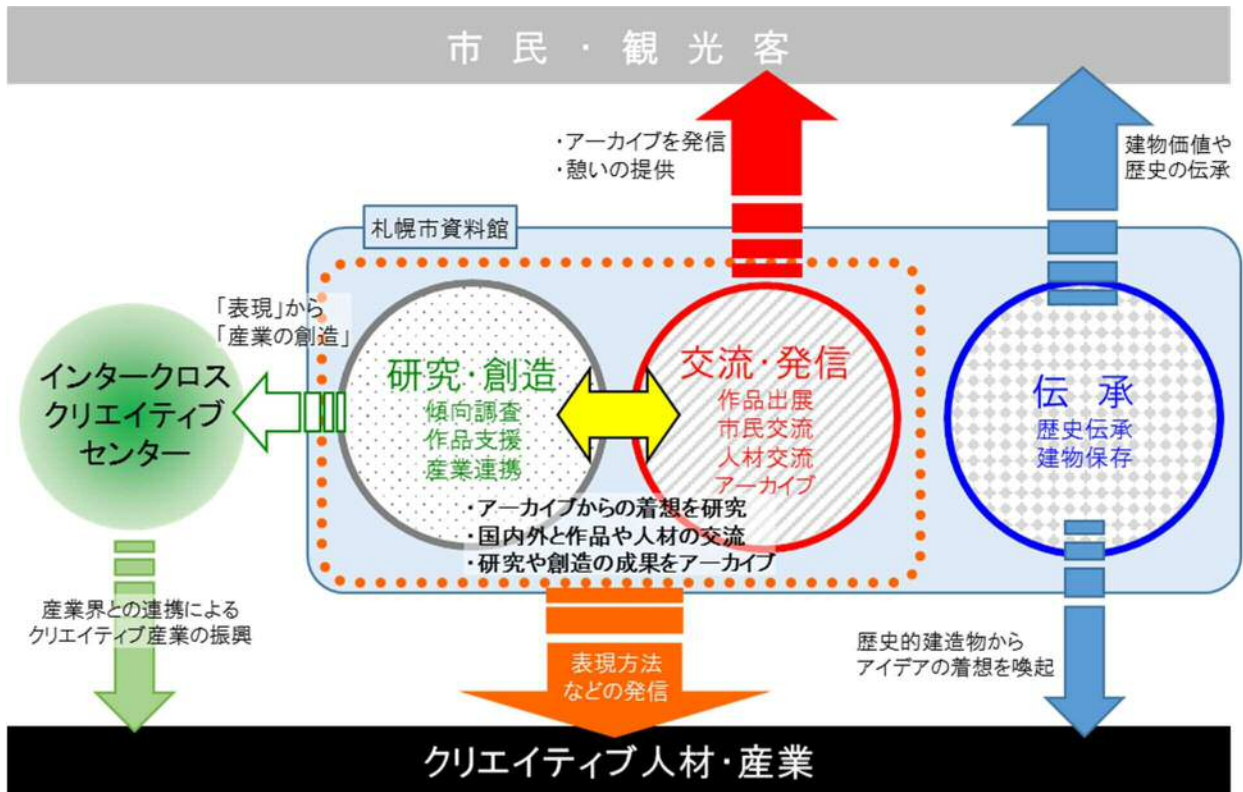
イ 国内外との情報連携による人的交流の促進

UCCN 等の国際的なネットワークを活用しながら広く国内外の都市へ人材を派遣したり、資料館で創造された成果などの情報を発信交換したりすることにより、クリエイティブ人材が活発に訪れるなどといった人的交流を促進します。

【関係施設の相関図】



【事業構造と市民等への還元イメージ】



ウ 立地環境を生かした国際芸術祭等との連携

資料館の立地する大通公園西周辺エリアには、高次の美術品の展示等をする北海道近代美術館、三岸好太郎美術館及び舞台芸術の鑑賞等のホール機能のある教育文化会館などが集積しています。また規模の大きいホテル等の宿泊施設も立地しており、観光客やクリエイティブ人材などが滞在しやすい地区となっています。

このような市民や観光客が歩いて移動できる範囲のなかで様々な文化芸術に触れられる立地環境を生かして、札幌国際芸術祭をはじめ、ホワイトイルミネーション、さっぽろ雪まつりなどの観光イベントなどとの事業連携を図っていきます。

【都心における資料館の立地環境】



2 運営計画

(1) 運営体制

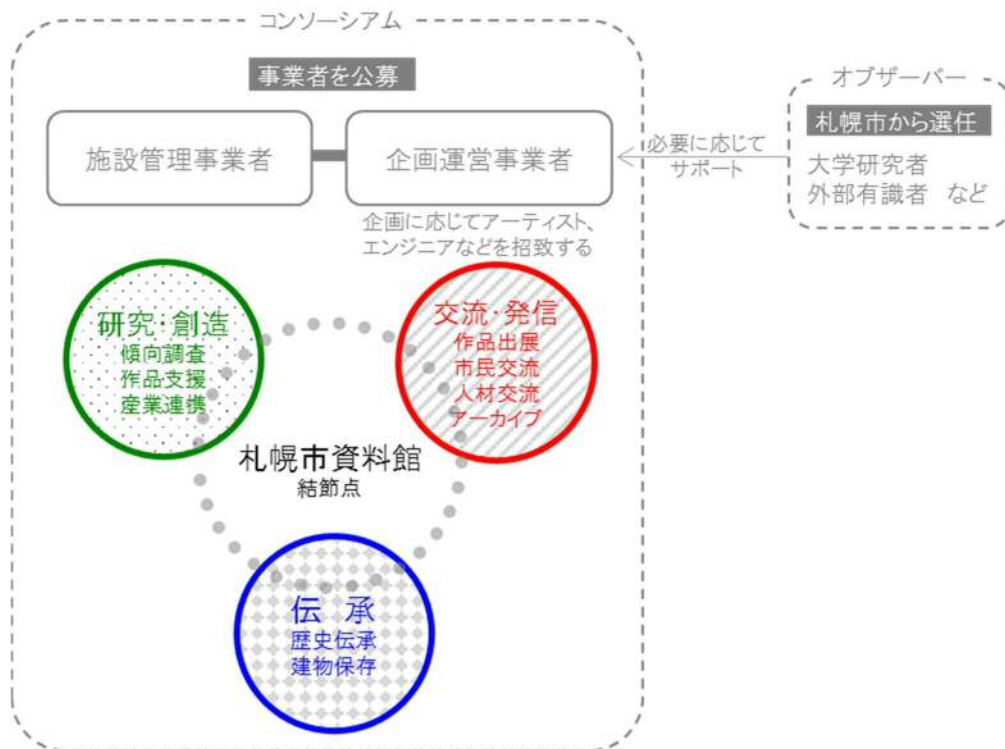
資料館ではメディアアーツ都市としての札幌を国内外に発信すると同時に、市民の創造性を喚起するとともに国内外からの投資の拡大につながる事業を企画実施できる運営体制を整えます。

そこで、リノベーション後の管理事業者は、これまでの民間のノウハウを活用した施設の維持管理を担うことに加え、研究・創造とその発信などの事業を企画実施可能であることを条件として選定していきます。

具体的には、事業を企画や実施するうえで、その内容に見合ったアーティストやエンジニアなどの人材を呼んで事業展開することを想定しています。また、市としての事業企画運営のサポートとして、学識経験者や研究機関の有識者などからなるオブザーバー設置を検討します。

また旧札幌控訴院としての歴史や建築物の価値を伝えるボランティアの方々は貴重な人材となっていますが、国内外との交流・発信に係る事業や、外国人観光客の案内等のため、芸術表現に精通しつつ語学が堪能な人材の確保も図っていきます。

【事業構造と運営体制イメージ】



(2) 市民利用における運用変更

現在、市民利用されている貸室部分は、メディアアートの制作や小規模なインスタレーション（体験型空間展示）として利用することを可能としながら、市民の自主的・創造的な活動に応じた様々な利用に対応できるよう、貸出し期間などについて見直しを行い、段階的に研究・創造と交流・発信の場としての特色が現れるようにしていきます。

貸室のなかでも比較的面積の大きい研修室は歴史的建造物としての雰囲気のある個性的な空間であり、小規模な会議等の会場（ユニークベニュー）としても対応していきます。

また、ホワイトイルミネーション、さっぽろ雪まつりなどの観光イベントにあわせた開館時間の延長などにより、より訪れやすい観光資源となる運用を行います。

(3) 文化財としての適切な管理運営

ア 文化財の維持管理

構造部材、建具等の可動部分や人の通行の多い部分など建築物そのもののほか、創建当時の門柱・外周柵等敷地の外構も含めて損傷、腐食その他の劣化がないか定期的に点検します。また、いたずらなどによる汚損等が生じないように、現状と同様に夜間も含めた常駐管理を行います。

イ 防災上の維持管理

消火器等の使用期限、火災報知器、避難誘導灯の作動など消防用設備の確認、非常用照明などの避難施設等について定期的に点検するほか、避難経路への障がい物の設置等がないよう日常的にも防災対策に配慮した管理運営を行います。

3 施設計画

(1) 歴史的建造物の保全とバリアフリー対応

資料館は国の登録有形文化財であり、将来的には国の重要文化財となり得る可能性を持つ貴重な財産です。歴史的価値、建築的価値を後世に継承していくため、札幌市文化財保護条例に基づく文化財として指定を目指し、保存と活用を行います。また、その際には旧札幌控訴院の由来を明確にし、観光客等の誘致ツールとして活用できるわかりやすさを考慮した文化財名称とします。

また、現在の施設の内容と一致していない札幌市資料館という名称を変更し、施設の機能を表現する名称を定めます。

ア 耐震改修

耐震性能を確保し文化財としての価値を維持するため、耐震改修を行います。改修にあたっては内観意匠に与える影響等の課題の整理や費用対効果を考慮して工法を選択します。

【耐震補強工法の比較】

補強種別	工法	概要	概算工事費
応答制御型	免震装置★	基礎部分に免震装置（免震ゴム、ダンパー等）を設置	約 16 億円
強度増進型	鉄筋コンクリート壁	既存のレンガ壁に鉄筋コンクリート壁を新規に増設	約 11 億円 （PC 鋼棒は特殊工法であるため現段階では算出不可）
	鉄骨フレーム	鉄骨の柱、梁、ブレースによる耐震フレームを設置	
	炭素繊維シート★	既存のレンガ壁に炭素繊維シートを設置	
	鋼板★	既存のレンガ壁に鋼板を貼り付け	※各工法は、単独又は組み合わせでの補強を検討
	PC 鋼棒	レンガ壁の頭頂部から壁内に PC 鋼棒を挿入し、プレストレスを導入してレンガ目地のせん断耐力の向上を図る	

★：検討委員会において評価の高かった工法

イ 保全改修

建築物そのもののほか、前庭や車寄せ、門柱・外周柵を含めて、創建当時の意匠を保存・継承するため保全改修を行います。この際には可能な限り創建当時の材料を使用するとともに、補修・改修や再現に伴う履歴を記録・保存します。

冷暖房設備や給排水設備などの改修の際には大正期の歴史的建造物ならではの特徴などを生かしながら、断熱性や気密性等を向上し、温熱環境の改善を図ります。

また、貴重な文化財の価値の維持と安全性の確保のため、耐震改修に加えて消防法や建築基準法の避難規定に準拠した出火防止・火災拡大防止の措置や在館者の避難安全性・消防活動の円滑性を確保します。

これらの改修とあわせ、大通公園西端のアイストップとなっている外観は、観光資源としての魅力向上を図るため、現在設けているライトアップ設備を効果的な配置とします。

ウ バリアフリー化

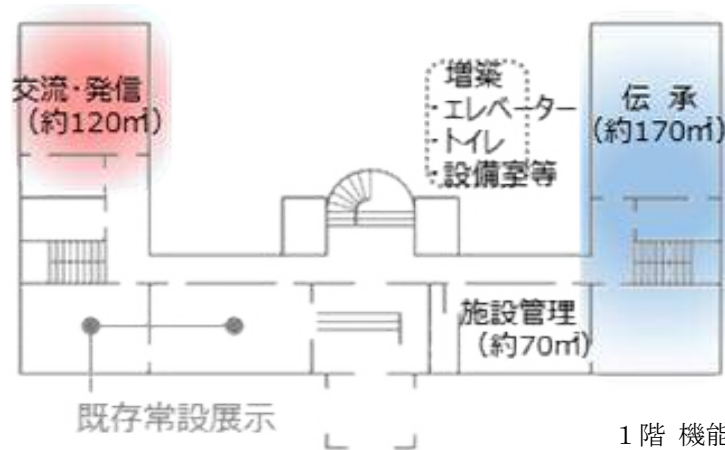
高齢者や身体に障がいのある方など誰もが利用しやすい施設とするため、関係法令に則り、バリアフリー化対応（エレベーター、多目的トイレ等の設置）を行います。これらの設備等は文化財価値を著しく損なわないよう既存建築物とは別に設置するとともに大通公園からの景観を阻害しないよう配慮するものとし、また敷地内には車いす利用者用駐車施設を整備します。

(2) 諸室整備

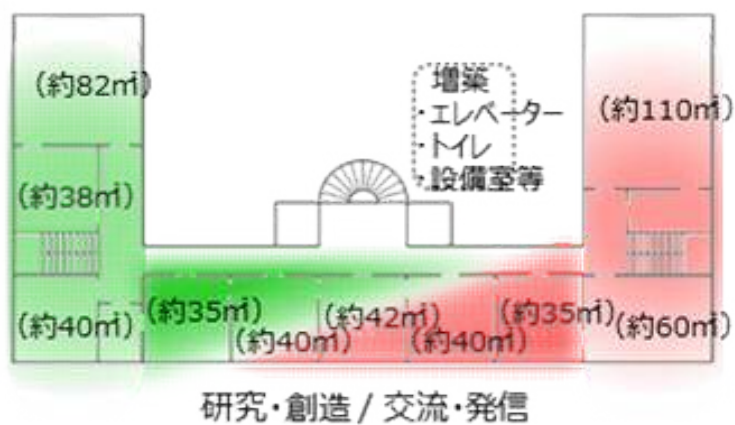
諸室の機能配置は来館者にとってのわかりやすさを考慮し、事業計画において相互に関係性のある機能ごとに館内のまとまったエリアに集約して配置します。

また、現状において歴史的建造物としての価値を低下させているボイラー設備や露出した備品等は、文化財としての価値や創建当時の意匠を尊重し、その魅力を市民や観光客がより享受できるよう、その収納スペースについてバリアフリー化に係る施設との一体的な配置を検討します。

さらに、館内の各室名の表示は旧札幌控訴院時代の室名を併記するとともに、国外から訪れる観光客等にとってもわかりやすい施設となるよう、施設内のサインや展示物のキャプションも含め多言語化の充実を図ります。



1階 機能配置イメージ図



2階 機能配置イメージ図

【スケジュール】



※ 整備計画では、耐震工法・免震工法などの耐震化工法の選定、既存棟の保存改修内容や諸室配置など基礎的、技術的な検討を行います。

【概算事業費】



※ 現時点における概略試算であり、総事業費は耐震化工法によっても異なりますので、今後の設計等の段階で精査していきます。

資料編

資料 1 札幌市資料館保存活用検討委員会設置要綱

資料 2 札幌市資料館保存活用検討委員会委員名簿

資料 3 札幌市資料館保存活用基本方針

資料 4 札幌市資料館保存活用基本計画（案）に対するご意見について

策定経過

平成 26 年度	札幌市資料館リノベーションアイデアコンペティション (札幌国際芸術祭 2014 パブリック・プログラム)
平成 27 年度	第 1 回 札幌市資料館保存活用検討委員会 (11 月 30 日) 第 2 回 札幌市資料館保存活用検討委員会 (1 月 21 日) 第 3 回 札幌市資料館保存活用検討委員会 (3 月 1 日) 第 4 回 札幌市資料館保存活用検討委員会 (3 月 15 日) 札幌市資料館保存活用基本方針の取りまとめ
平成 28 年度	アイデアコンペの最優秀提案や保存活用基本方針を踏まえて計画を検討
平成 29 年度	パブリックコメント (8 月 29 日～9 月 27 日) 札幌市資料館保存活用基本計画の策定

札幌市資料館保存活用検討委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 札幌市資料館の保存活用方法、耐震補強を含む各種改修及び増築等に係る検討を実施するにあたり、専門的な立場からの意見を聴くため、札幌市資料館保存活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について、出席者が意見交換を行うものとする。

- (1) 札幌市資料館の保存活用に係る事項
- (2) 札幌市資料館の耐震補強を含む各種改修及び増築工事等に係る事項
- (3) その他、札幌市資料館のリノベーション事業に必要な事項

(構成)

第 3 条 委員会の委員は、内部委員（札幌市職員）3名、外部委員（札幌市職員以外の者）5名とし、市長が委嘱するものとする。

(設置期間)

第 4 条 委員会の設置期間は、委員会を設置した日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(座長等)

第 5 条 委員会には、委員長及び副委員長を置くものとする。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときにはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、観光文化局長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、観光文化局文化部国際芸術祭担当課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、観光文化局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。

札幌市資料館保存活用検討委員会委員

(外部委員 五十音順)

氏名	分野	所属等
今村 育子	アート/地域イベント	アーティスト/札幌駅前通まちづくり(株)
片山 めぐみ	モビリティデザイン/建築計画	札幌市立大学デザイン学部 講師
角 幸博	文化財建造物	北海道大学名誉教授/ NPO 法人歴史的地域資産研究機構(れきけん)代表理事
菊地 優	建築構造	北海道大学大学院工学研究院 教授
斉藤 雅也	建築環境	札幌市立大学デザイン学部 准教授

(内部委員)

氏名	所属等
大場 里樹	札幌市都市局建築部長
川上 佳津仁	札幌市観光文化局文化部長
熊谷 淳	札幌市観光文化局国際芸術祭担当部長

札幌市資料館保存活用基本方針

平成 28 年 3 月

札幌市資料館保存活用検討委員会

目 次

I	はじめに	1
II	札幌市資料館の概要	3
	1. 概要	3
	2. 沿革・経緯	11
	3. 利用状況と施設の課題	12
III	札幌市資料館の価値	17
	1. 歴史的価値	17
	2. 建築的価値	17
	3. 環境的価値	19
	4. 活用価値	19
IV	保存活用の基本方針	20
	1. 保存活用の方向性	20
	2. 保存の考え方	21
	3. 活用の考え方	23
V	保存活用に係る整備の方向性	25
	1. 既存棟の改修	25
	2. 増築棟の整備	26
	3. 周辺環境の整備	27
	4. 実現に向けた手法	28
VI	実施に向けての課題	29

I はじめに

札幌市資料館は、札幌控訴院（後の札幌高等裁判所）として、明治・大正期の建築技術を牽引していた司法省が、大正 15 年に建築した建物である。全国に 8 か所設けられた控訴院のうち、現存するのは札幌と名古屋のみとなっており、司法省控訴院建築の充実期を飾る数少ない遺構といえる。

昭和 48 年、裁判所の移転に伴い、札幌の歴史や文化に関する資料等を展示する札幌市資料館として開館。以後、数回のリニューアルを経て、「ミニギャラリー」や「おおば比呂司記念室」、「刑事法廷展示室」などが設置され、広く市民に利用されまた親しまれてきた。

また、平成 9 年には、北海道第 1 号の国の登録有形文化財に登録され、平成 19 年には、札幌景観資産に指定されるなど、文化財としての魅力や、大通公園になくてもならない景観資産としての魅力も発信してきた。

しかし、平成 23 年に行った耐震診断調査の結果、必要とされる耐震性能を満たしておらず、耐震改修が必要であることが判明した。また、平成 26 年、教育委員会から観光文化局に所管換えが行われ、札幌国際芸術祭 2014 の会場として使用するとともに、リノベーションに係るアイデアコンペが実施された。さらに、平成 27 年には、次回の札幌国際芸術祭の開催に向けた新たな活動拠点「SIAF ラウンジ」と「SIAF プロジェクトルーム」が設置されるなど、札幌市資料館を将来的にも利活用していく動きが始まっているところである。

これらを受けて本年度は、改めて札幌市資料館の価値の整理を行うとともに、札幌国際芸術祭の拠点としていくことを踏まえた新たな保存活用の方針、耐震補強の方策などについて検討を行うため、有識者・専門家で構成する「札幌市資料館保存活用検討委員会」を平成 27 年 11 月に設置し、計 4 回にわたり様々な視点から議論を重ねてきた。

本方針は同委員会での議論の成果を取りまとめたものであり、今後の札幌資料館のあるべき姿に資することができれば幸いである。

平成 28 年 3 月

札幌市資料館保存活用検討委員会
委員長 角 幸博

<「札幌市資料館保存活用検討委員会」の構成>

(外部委員 五十音順)

氏名	分野	所属等
今村 育子	アート/地域イベント	アーティスト/札幌駅前通まちづくり(株)
片山 めぐみ	コミュニティデザイン/ 建築計画	札幌市立大学デザイン学部 講師
角 幸博	文化財建造物	北海道大学名誉教授/ NPO 法人歴史的な地域資産研究機構(れきけん)代表理事
菊地 優	建築構造	北海道大学大学院工学研究院 教授
斉藤 雅也	建築環境	札幌市立大学デザイン学部 准教授

(内部委員)

氏名	所属等
大場 里樹	札幌市都市局建築部長
川上 佳津仁	札幌市観光文化局文化部長
熊谷 淳	札幌市観光文化局国際芸術祭担当部長

(事務局)

札幌市観光文化局国際芸術祭担当部

<「札幌市資料館保存活用検討委員会」の経過>

回	日付	議題等
第1回	平成27年11月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業概要・全体スケジュールの確認 ・札幌市資料館の概要と現状について ・既往業務および構造に関する要旨について ・保存活用および耐震改修検討にかかる留意事項について
第2回	平成28年1月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市資料館の価値について ・保存活用の考え方について ・保存活用に向けた耐震補強の比較検討案について
第3回	平成28年3月1日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用基本方針構成(案)について ・保存活用の方向性・基本的な考え方について ・耐震改修および増築の考え方について
第4回	平成28年3月15日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市資料館保存活用基本方針(素案)について ・今後のスケジュールについて

II 札幌市資料館の概要

1. 概要

札幌市資料館は、札幌控訴院（後の札幌高等裁判所）として、設計は司法省会計課、工事は部分請負形式で大正 11 年（1922 年）に着工し、大正 15 年（1926 年）に竣工した。全国で 8 か所建設された控訴院のうち、現存するのは札幌と名古屋のみである。裁判所の移転に伴い、昭和 48 年に札幌市資料館として開館し、平成 9 年に国の登録有形文化財に選定された歴史的建造物である。

名 称：札幌市資料館（旧札幌控訴院）

所在地：札幌市中央区大通西 13 丁目

建築年：大正 15 年（1926 年）

構 造：組積造（レンガ及び軟石）、鉄筋コンクリート造 2 階建

建築面積：850 m²

延べ床面積：1,638 m²

敷地面積：7,120 m²

指定等：国登録有形文化財（平成 9 年（1997 年）登録）

札幌景観資産（平成 19 年（2007 年）指定）

用途地域：商業地区

景観計画重点区域：大通地区

風致地区：大通風致地区 第 1 種

所管・管理運営

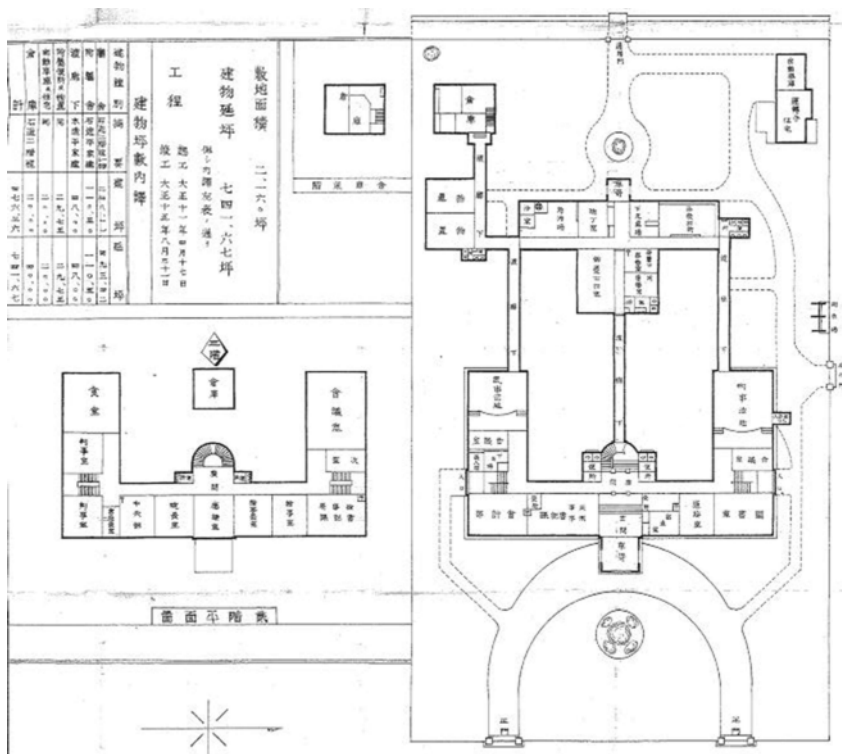
	所管部	指定管理者
札幌市資料館	観光文化局国際芸術祭担当部	NTT 北海道グループ共同事業体



正面（東）外観



南側側面外観



札幌控訴院庁舎新築平面図
（札幌控訴院並管内裁判所一斑大正 15 年 9 月）



完成時の札幌控訴院



完成時の札幌控訴院裏面

<建築的な特徴>

外観はレンガ造と石造りを合わせた組積造だが、2階床の支持柱を鉄筋コンクリート造とする特殊な構造である。平面は、U字型で左右対称になり、正面中央に車寄せ玄関を設ける。重量感ある抑えた外観の意匠に特徴がある。建物正面の外観は明治後期のものに比べ凹凸や装飾が少なく、色合いも地味で全体的に抑制されたデザインとなっている。

大屋根の破風飾り、ポーチの軒周りと丸みを帯びた「札幌控訴院」の文字意匠、女神頭像、左右には公平を表す天秤と正義を示す剣が彫られている。また、建物の正面に設けられた縦長の端正な両開き窓や屋根窓の配列などは古典的な雰囲気を持っている。

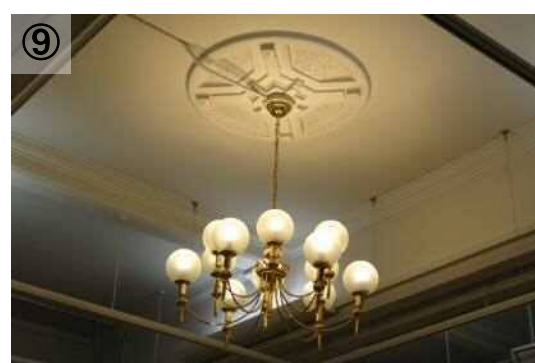
内部のホールには半円形の平面を巻き込むように上る階段や半円形に突き出した階段室の青と黄色の地に、赤がアクセントのステンドグラスなど、随所に大正モダニズムの息吹が感じられる。

【外部】



- ①女神（テミス）彫刻と文字意匠
- ②モチーフ（八咫の鏡）
- ③モチーフ（天秤と剣）
- ④1階の楕形欄干を有する
両開き窓と2階二連窓
- ⑤外壁（札幌軟石）

【内部】



- ⑥ 玄関入って正面の曲線の階段
- ⑦ ステンドグラス
- ⑧ 支持柱
- ⑨ 天井中心飾りと照明
- ⑩ 判事席背面の装飾
(八咫の鏡とギリシャ雷紋)

<外観意匠の特徴 (1)>

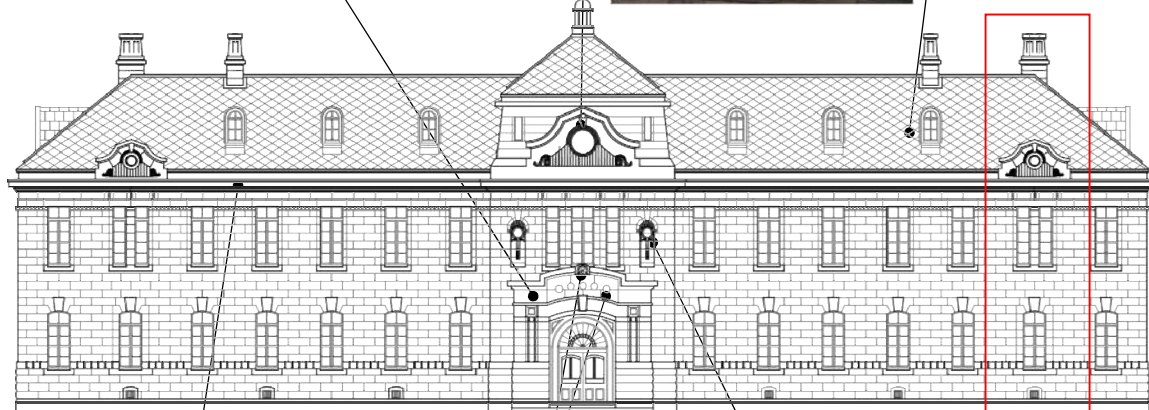
秤と剣のモチーフ



菊の御紋章跡と花綱



鋼板葺き屋根



東側正面

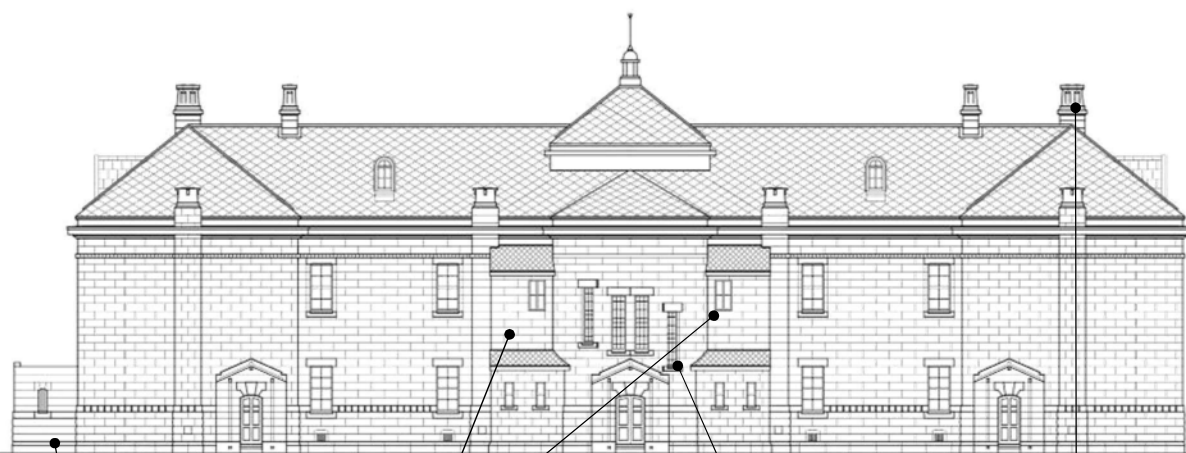
軒蛇腹



女神頭部像と意匠文字



八咫鏡モチーフ



西側背面

被告人入口



増築部 (モルタル)



ステンドグラス



煙突頂部



<外観意匠の特徴 (2)>

玉飾り



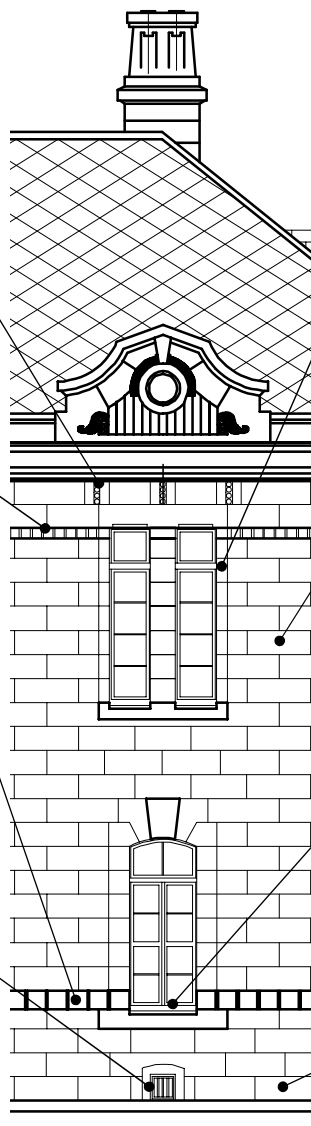
札幌硬石小叩き仕上



札幌硬石小叩き仕上



付け柱



東側正面図赤枠拡大

札幌軟石小叩き仕上



札幌軟石ビシヤン仕上



窓枠線型



札幌軟石ツル目仕上



北側側面

天井



照明



<内観意匠の特徴 (1)>

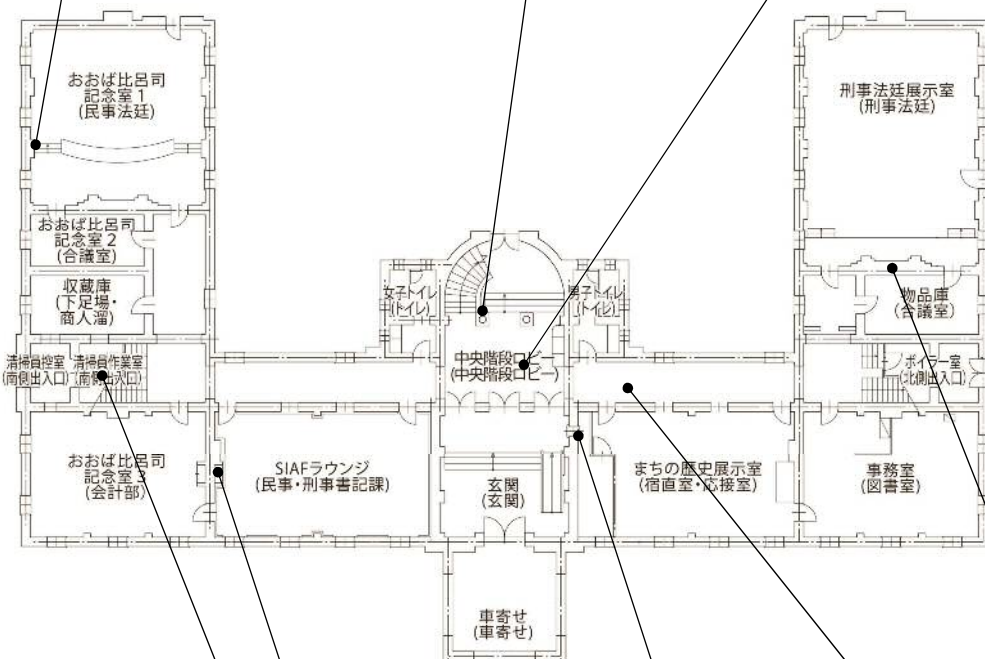
巾木



支持柱



人造石研ぎ出し仕上げ
床材と真鍮目地



被告人入口



判事席背面モチーフ



1階平面図

創建当時の床材



電話室



受付



煙突横引き



<内観意匠の特徴 (2)>

回り階段



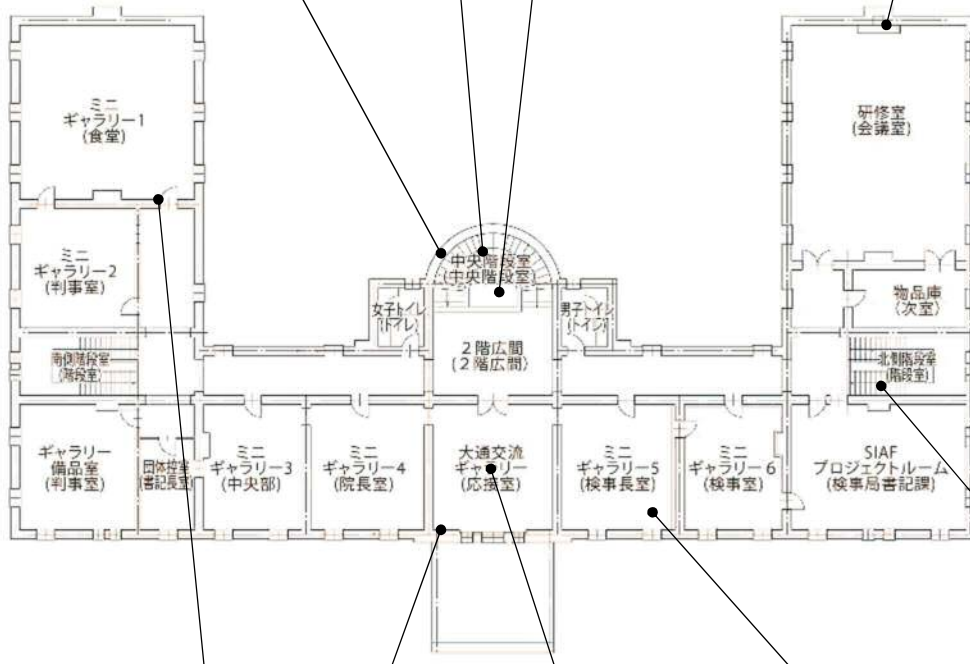
天井飾り



暖炉



ステンドグラス



二重建具



階段・手すり



2階平面図

木部装飾



腰壁



中心飾り



天井飾り



<敷地の概要>

【前庭】

- ・正門の門柱は軟石でつくられており、車寄せまでのアプローチはインターロッキングブロック舗装である。ポーチ正面にはイチイの刈込があり、その周囲には花壇が設置されている。そのほかの部分は芝生とイチイ、ライラック、アジサイ等が植栽されている。
- ・札幌市市街地で利用できるレンタサイクル「ポロクル」のポート（専用駐輪場）が設置されている。

【裏庭】

- ・現在の建物の後方には、逆U字型に木造の訴訟関係人諸室が接続されていたが、昭和48年（1973年）に札幌市に移管された際、取り壊された。昭和51年（1976年）に札幌商工会議所の呼びかけで、周辺の小学校から高木が持ち寄られ、生徒の手で植樹された。
- ・「カッコウの森」と呼ばれる裏庭には、円形の園路と放射状に延びる園路、ベンチ、水飲みなどが設置されている。樹木はイチイやブンゲンストウヒなどの針葉樹とエゾヤマザクラやハルニレなどの広葉樹が植栽され、豊かな緑陰が形成されるとともに、都心部における生物の生息空間となっている。

市民の憩いの場や
子どもの遊び場などに
利用される広場



空中写真
(出典：札幌市)

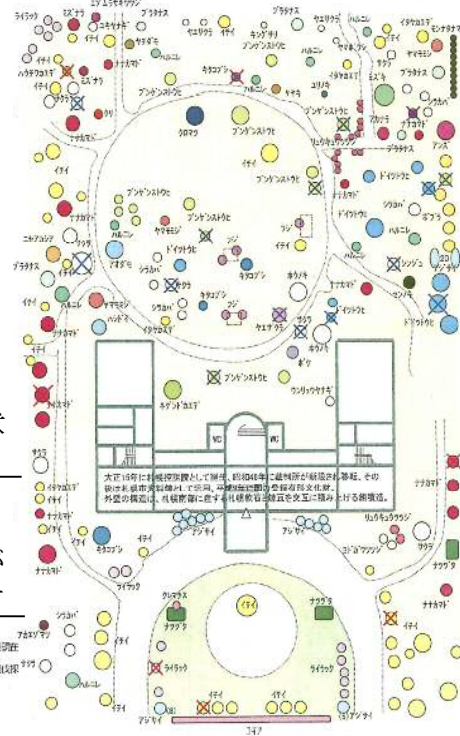
ベンチが設置されている

豊かな緑陰が形成
されている

車寄せは創建当時の形状
が維持されている

登別中硬石や札幌軟石が
使用された門柱や外周柵

大通公園の軸線上の象徴
的なアイストップ



樹木配置図



前庭の様子



ポロクルポート



裏庭のベンチ



裏庭から資料館を望む

2. 浴槽・設備

浴 槽	ハード面に係る事項	機能面等に係る事項	所管等
<p>◆札幌控訴院（後の札幌高等裁判所）として、設計は司法省会計課、工事は部分請負形式で大正11（1922）年に着工し、大正15（1926）年に竣工。 ※全国で8か所建設された控訴院のうち、現存するのは札幌と名古屋のみ。</p>	<p>▼大正15（1926）年 札幌控訴院として竣工</p>	<p>▼大正10年 函館から札幌に控訴院が移転（札幌地方裁判所庁舎の一部を仮庁舎とした）</p>	<p>▼大正15年 司法省（国）による所管</p>
<p>◆昭和48（1973）年に、裁判所の移転に伴い取り壊しの運命にあったが、建物の保存を求めた声もあったことから、札幌市が土地・建物を引き継ぎ（国有地と市有地を交換）、木造部分を取り壊し、「札幌市資料館」として開館。</p>	<p>▼昭和48（1973）年 木造部分を取り壊し札幌市資料館として開館</p>	<p>▼昭和22年「裁判所法」が交付され、札幌高等裁判所に名称を変更</p>	<p>▼昭和48年 国から札幌市へ土地・建物を移管し、「文化資料室庁舎」として札幌市による直営管理</p>
<p>◆開館当初は、札幌オリンピック関係の資料や札幌にゆかりのある文学関係の資料を展示し、以来、札幌の歴史や文化に関する資料等を展示。</p>	<p>-昭和55（1980）年：外部木製建具改修など -昭和61（1986）年：屋根塗装工事</p>	<p>▼昭和48年 裁判所合同庁舎の完成に伴い、札幌高等、地方、簡易の三裁判所が移転し、札幌市資料館となる。札幌の歴史や文化に関する資料等を展示。</p>	
<p>◆平成7（1995）年、1回目大規模リニューアルを行い、「ミニギヤラリーや「おおぼば呂司記念室」を設置。</p>	<p>▼平成7（1995）年 1回目大規模リニューアル</p>	<p>▼平成7年 おおぼば呂司記念室、ミニギヤラリー設置</p>	
<p>◆平成9（1997）年には、建物の歴史的価値が認められ、北海道第1号の国の登録有形文化財に登録された。</p>	<p>▼平成9（1997）年 国の登録有形文化財に登録</p>		
<p>◆平成15（2003）年の札幌市長選挙において、上田文雄前市長の公約の一つに「資料館の法廷復元と司法教育への活用」が掲げられ、当選後、平成18（2006）年度に、法・司法に関する施設整備を中心とした大規模リニューアルを実施し、控訴院時代の法廷を復元した「刑事法廷展示室」のほか、「法と司法の展示室」、「街づくりの歴史展示室」、及び「研修室」を設置した。</p>	<p>▼平成18（2006）年 2回目大規模リニューアル</p>	<p>▼平成18年 控訴院時代の法廷を復元した「刑事法廷展示室」と、「法と司法の展示室」、「街づくりの歴史展示室」「研修室」を設置。</p>	<p>▼平成18年8月 指定管理者制度を導入 (1期目：H18-21、2期目：H22-25、3期目：H26-29)</p>
<p>◆平成23（2011）年には、中央若者活動センターの閉館に伴い、同センター内に設置していた「遠友夜学校記念室」を資料館2階の「情報室」に移設した。</p>	<p>▼平成19（2007）年 札幌景観資産に指定</p>	<p>▼平成23年 中央若者活動センターの閉館に伴い「遠友夜学校記念室」を資料館2階の「情報室」に移設。（平成26年7月に閉室）</p>	
<p>◆平成24（2012）年3月に、平成23（2011）年に行った耐震診断調査（建築部実施）の結果、構造耐震判定指標のうちの一つであるIs値が、必要とされる0.6を満足できず、最も脆弱な箇所が0.18という結果が判明。</p>	<p>▼平成20（2008）年度 階段昇降機の設置 札幌市資料館施設設保全計画に係る調査の実施</p>	<p>▼平成23年 中央若者活動センターの閉館に伴い「遠友夜学校記念室」を資料館2階の「情報室」に移設。（平成26年7月に閉室）</p>	
<p>◆平成26（2014）年3月、1階の「法と司法の展示室」及び「街づくりの歴史展示室」の展示終了。4月から施設が教育委員会から観光文化局へ替わる。7月より開催した札幌国際芸術祭2014の会場の一つとして利用。アイデアコンペでは、国内外から131点の資料館活用のアイデアが集まる。</p>	<p>▼平成23（2011）年度 札幌市資料館 耐震診断の実施（構造体耐震診断・非構造部材耐震診断・設備耐震診断） ～構造耐震診断判定指標のうちIs値が満足しないと判明。</p>	<p>▼平成26年 教育委員会から観光文化局に移管</p>	
<p>◆平成27（2015）年4月には、次回の札幌国際芸術祭（SIAF）の開催に向けた新たな活動拠点とするために、1階「旧街づくりの歴史展示室」と2階「旧遠友夜学校記念室」を、それぞれ「SIAFラウンジ」と「SIAFプロジェクトルーム」として活用している。また、1階「旧法と司法の展示室」を「まちの歴史展示室」としてオープンした。</p>	<p>▼平成26（2014）年度 札幌市資料館構造図等作成業務の実施</p>	<p>▼平成26年、札幌国際芸術祭2014の会場の一つとして、インフォメーションセンター、カフェ、サロンの設置や、イベントを開催。裏庭でも子どもたちの遊びをテーマとしたインスタレーションを実施。</p>	
<p>◆平成27（2015）年「SIAFラウンジ」、「SIAFプロジェクトルーム」を、「まちの歴史展示室」を設置</p>	<p>▼平成26（2014）年 札幌国際芸術祭2014の会場として利用</p>	<p>▼平成27年より、次回の札幌国際芸術祭（SIAF）の開催に向けて、「SIAFラウンジ」SIAFプロジェクトルーム」を拠点として活動を継続。</p>	

3. 利用状況と施設の課題

(1) 現在の利用状況

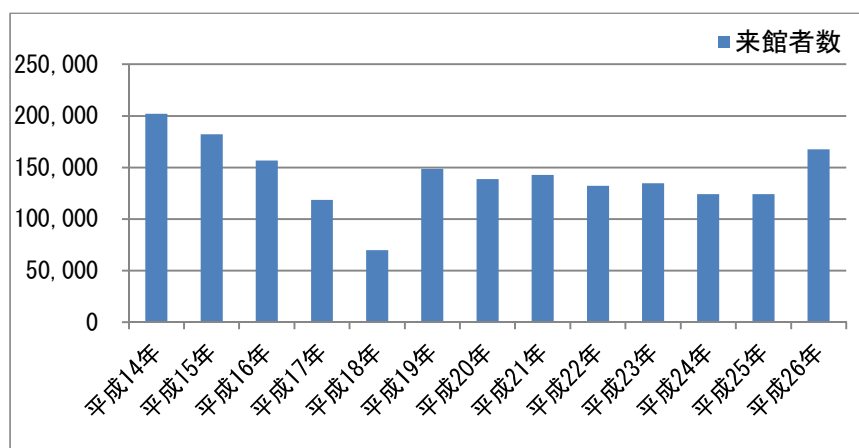
<公開状況>

○開館時間：9時00分～19時00分（月曜・年末年始休館）

※昭和48年（1973年）より一般公開開始。

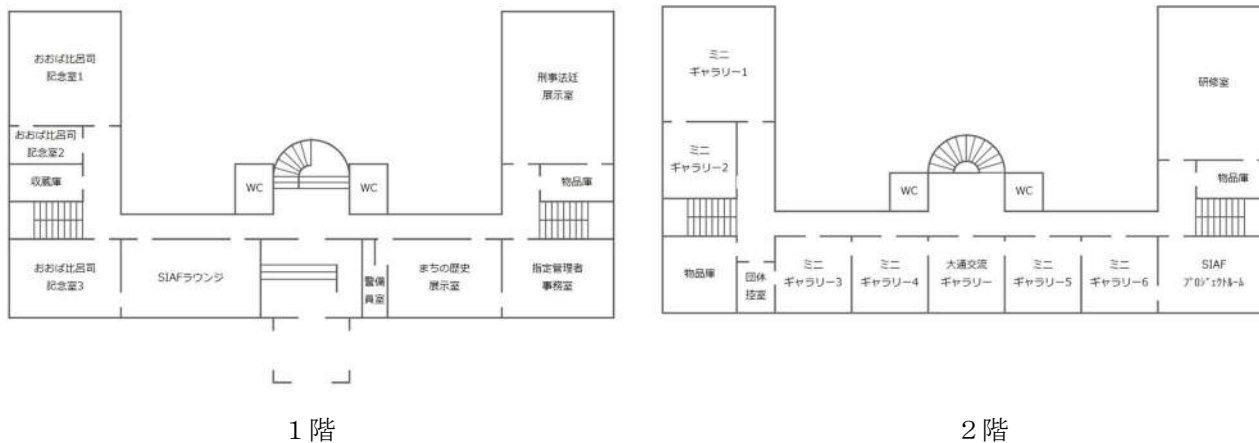
○入場料：無料

<来館者数の推移>



出典：札幌市統計書（札幌市市長政策室政策企画部）

<諸室の配置平面図>



< 諸室の利用状況 >

【1階】

○おおば比呂司記念室

札幌出身の画家・漫画家おおば比呂司氏の作品、アトリエの再現が展示されている。



おおば比呂司記念室

○SIAF ラウンジ

平成 26 年（2014 年）に開催された札幌国際芸術祭（SIAF）の関連資料や書籍が閲覧できるライブラリーを兼ね備えたインフォメーションセンターとして、芸術祭にまつわる情報の他、芸術文化に関する様々な情報を共有、発信するスペース。

SIAF をはじめ芸術文化に関心のある人々が集う交流の場として機能していくことを目指している。



SIAF ラウンジ

○まちの歴史展示室

常設展として札幌のまちの歴史や文化、自然をパネルや実物、模型などで展示している。



まちの歴史展示室

○刑事法廷展示室

控訴院時代の雰囲気を感じさせる法廷を復元している。模擬裁判に活用するなど、司法教育実践の場としての役割を担っている。判事席等の配置を変えることで控訴院時代、現在、裁判員制度での刑事法廷を再現することができる。



刑事法廷展示室

【2階】

○大通交流ギャラリー

旧応接室を四季折々の大通公園の眺望が楽しめるよう展望室として開放している。



大通交流ギャラリー

○SIAF プロジェクトルーム

次回の札幌国際芸術祭に向けてさまざまな活動を実践するスペースで、ワークショップやレクチャーなど、ものづくりや学びの場として機能しており、活動の成果をお披露目する展示空間としても活用されている。



ミニギャラリー

○ミニギャラリー 1～6

6つの貸しギャラリーを開設し、美術作品などの発表の場として広く利用されている。

ミニギャラリー	面積	利用料金/日	稼働率 (%)	
			H25 年度	H26 年度
ミニギャラリー 1	83 m ²	4,900 円	96.1	98.1
ミニギャラリー 2	38 m ²	2,300 円	98.0	90.7
ミニギャラリー 3	35 m ²	2,100 円	96.4	94.5
ミニギャラリー 4	37 m ²	2,200 円	96.1	94.5
ミニギャラリー 5	37 m ²	2,200 円	95.8	92.3
ミニギャラリー 6	35 m ²	2,100 円	91.9	94.5



研修室

○研修室

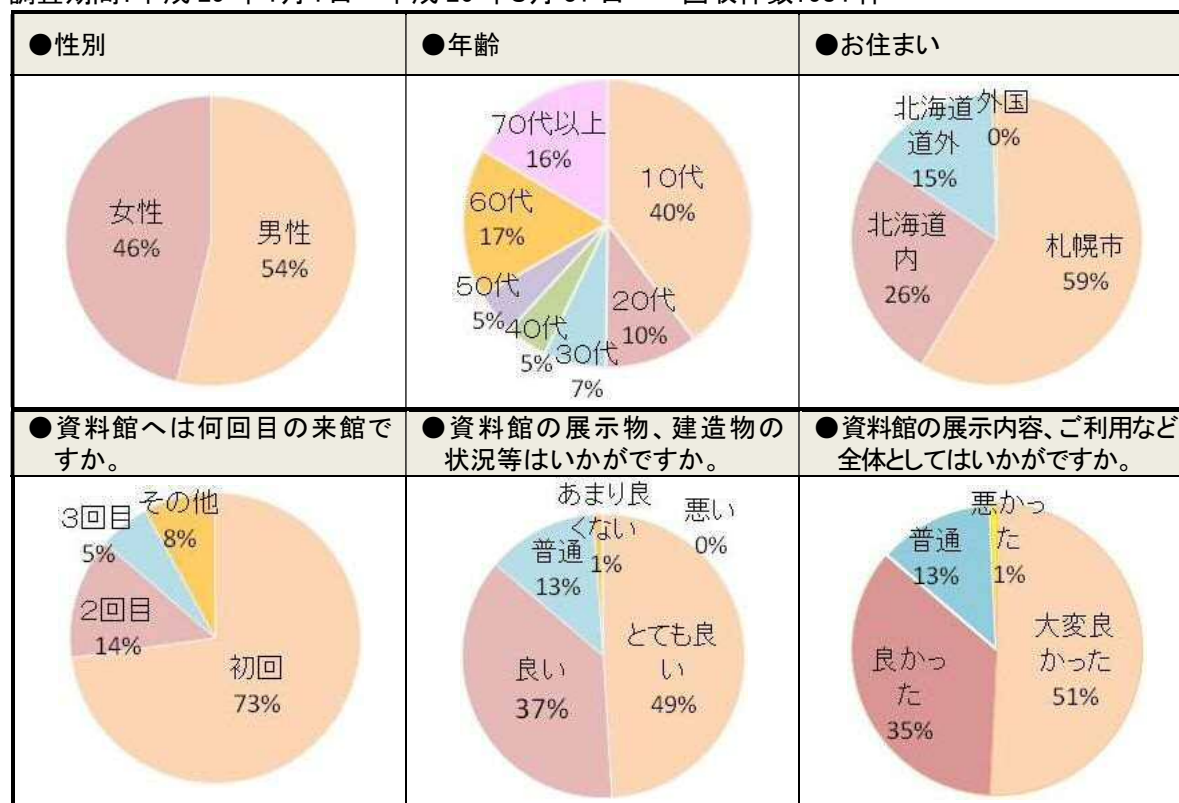
会議・集会・研修などに利用できる。プロジェクターなどの映像・音響機器も利用することができる。

研修室	面積	単位	基本料金	稼働率 (%)	
				H25 年度	H26 年度
研修室	110 m ² 63 席	午前 (09:00~12:00)	3,400 円	44.1	51.1
		午後 (13:00~17:00)	4,500 円		
		全日 (09:00~17:00)	7,900 円		

(2) 来館者アンケート結果

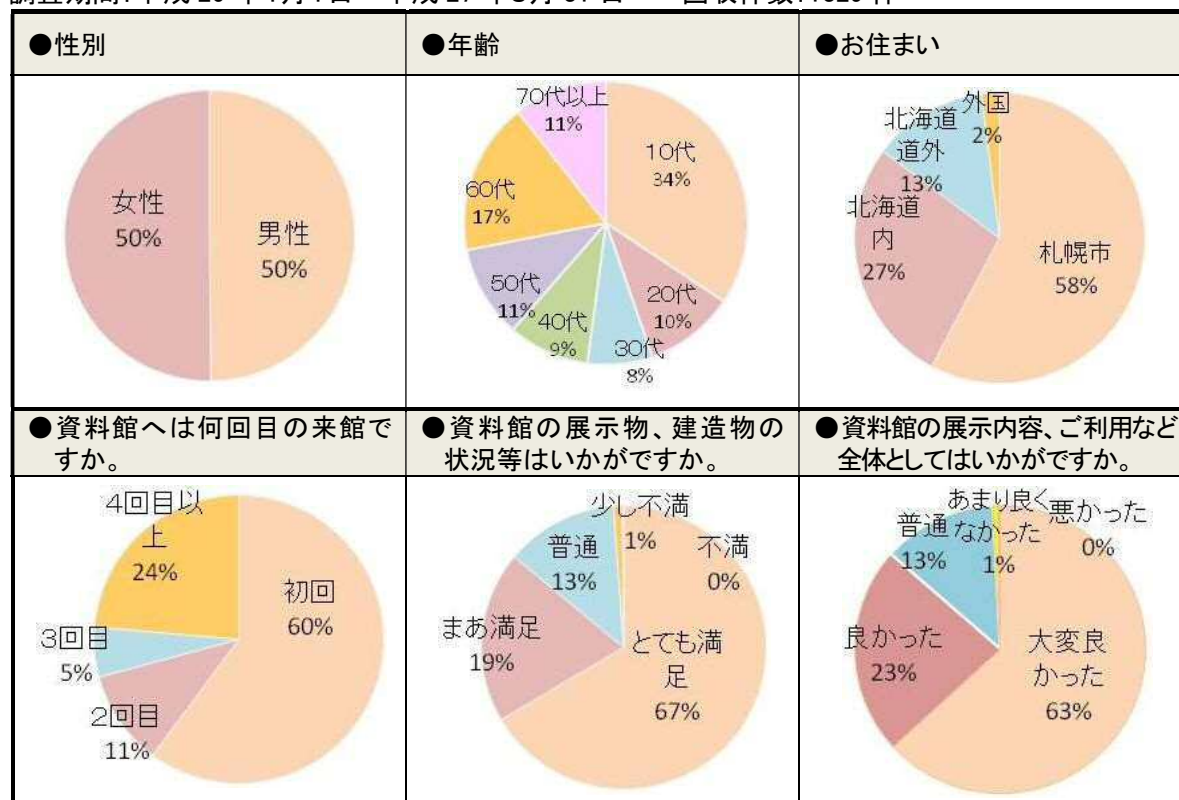
【平成 25 年度】

調査期間:平成 25 年4月1日～平成 26 年3月 31 日 回収件数:584 件



【平成 26 年度】

調査期間:平成 26 年4月1日～平成 27 年3月 31 日 回収件数:1329 件



【自由意見結果の概要】 調査期間：平成 25 年 4 月～平成 27 年 9 月

ハード面	ソフト面
<p>◆歴史的な建物としての評価について (意見多数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 古い歴史ある建物を保存、活用していることが札幌の街の魅力となつている。 今後も大切な有形文化財として存続してほしい。 古い建物をきれいに残している素敵だと思いました。 札幌市の貴重な財産及び教育上からも永久保存を希望します。 建物が威風堂々としていて、とても良いです。 大正感があつてとても素敵でした。 <p>(建物の部位について)</p> <ul style="list-style-type: none"> すこくキレ目でレトロな外見、内装が素敵でした。 建築様式が面白い。 外観がとても重厚で大好きになりました 階段の雰囲気も素敵です。 当時のシャンデリアがきれいでいいです。 ステンドグラスもとてもきれいで、とても気に入っています。 <p>◆歴史的な建物を活用していることへの評価 (意見多数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財を市民が活用できるのは良い。 歴史的な建物を一般市民に利用開放していることが良い。 貴重な建物をいつまでも保存してほしいです。有効利用なさっているのが素晴らしいです。 歴史的な建物をきれいに残されており、無料で開放しているのは素晴らしいことです。 この古い建物が有効に活用されているのは大変良いことだと思います。毎度変わるギャラリイも楽しみです。 古い建物の維持管理は大変だと思われ、外観、内装を目で楽しみ、札幌の歴史や各種催しを楽しめる素敵な場所だと思えます。 刑事法廷がこのように保存され、市民の法教育に活用されていることに深く感謝しました。 	<p>◆ポランテアガイドさんの説明が良い・親切 (意見多数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ポランテアの方の熱心な説明に満足しました。分かりやすかったです。 ガイドさんが詳しく説明してくれて良かったです。 ガイドさんの案内も説明が興味ありとても楽しめました。 <p>◆飲食機能について (意見多数)</p> <p>(カフェ・軽食機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> 珈琲が飲めると良い、飲み物が欲しかった。 ラウンジで飲み物が飲める場所が良い。カフェが出来て良かった。 軽食があると便利 (ギャラリイ展をしていると食事に出られないため) ラウンジでのドリンクメニューを増やしてほしい。ランチもできると良いと思います。 大通交流ギャラリイは大通を見晴らせる数少ない観光スポットだと思えます。ここをテーマルームにして活用すると、集客につながるのではと思います。 カフェのようなスペースがあると嬉しい、観光客の方にも喜ばれると思います。 <p>(売店)</p> <ul style="list-style-type: none"> 店内に売店を設置してほしいです。 売店を設置してもらいたい。 <p>◆PR 不足・もっと宣伝すべき (意見多数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的建物なので、もっと観光案内に積極的に盛り込んだ方が良い。 たまたま通りかかって入りました。もっとPR して欲しい。 自分(の周り)では本資料館の事は聞いたことがないので、もう少し宣伝をして知らせる必要があるのではないのでしょうか。歴史ある建物なのにもったいない！ 資料館の存在があまり知られていないと思います。 もっと一般市民に知られると良いと思います。 <p>◆建物の保守管理状況について (意見多数)</p> <p>(綺麗に管理されている)</p> <ul style="list-style-type: none"> いつも店内が綺麗でよいです。 清潔でとても良かったです。 すこくキレイで想像以上でした。 <p>(気になる箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ギャラリイや床、壁のシミが目立つのが気になる。 展示室の床や壁がきれいな状態になってほしい。 壁がはがれているところがありました。 きれいな歴史を感じるのが困難でした。 <p>◆入場料・料金について</p> <ul style="list-style-type: none"> 無料だったので気軽に入れました。 この様な歴史的な建物を無料で見学できるのはとても嬉しく思います。これから入場料が無料では維持費が大変では？200 円、300 円でも出しても良いと思います。 低料金で貸部屋をしていくれているのはありがたい。
<p>◆トイレについて (意見多数)</p> <p>(狭い・少ない)</p> <ul style="list-style-type: none"> 狭すぎて入りにくかったです。 2階の女性トイレが少し狭い様に思われます。高齢者は使いにくい。 構造上しかたがないかと思いますが、男性用トイレが狭い。 複層設計で利用しましたが、トイレの数が少ない様に思えます。 女性用トイレの数が足りない。女性用トイレを増やしてほしい。 <p>(設備に関して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ウォッシュレットとトイレを増やしてほしい。 洋式便所があると良い、トイレは全部水洗にしてほしい。 トイレにエアータオルを設置してほしい。 女性旅行者は荷物が多いのでドア裏に荷物掛けのフックがほしい。 清掃は行き届いているが、臭いが気になる。 <p>(暗い)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性用トイレが暗くて怖かった。 トイレの照明がもう少し明るいと感じています。 <p>◆その他建物の設備等について</p> <p>(照明)</p> <ul style="list-style-type: none"> 照明が暗い。 蛍光灯を使用しているのが残念です。白熱灯だともっと雰囲気が出ると思います。 研修室前の廊下が照明等省エネ化になってない。 <p>(飲水機)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給水器を設置して欲しい。ウォーター・クーラー (飲水機) を設置すれば、より快適に過ごせると思います。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議用に無線 LAN 導入を検討して下さい。 ワイヤレスマイクの音声ほかの会場と重なる時がある 館内が静かなのでBGM が欲しいです。 子供の遊び場がほしい。 <p>◆外構・庭について</p> <p>(庭が綺麗)</p> <ul style="list-style-type: none"> 裏庭の紅葉がとてもキレイで感動しました。 前庭の草が手入れが素晴らしい。庭の手入れが素晴らしい。 2階の窓から大通公園の花がきれい。 建物の外観、夜景、庭園の草木どれも良い。いつも訪ねたくなる場所です。 <p>(裏庭からの建物への眺め)</p> <ul style="list-style-type: none"> 裏庭のベンチから建物を見上げても樹木が多すぎて視界におさまらない。資料館の建築を裏側からでも堪能できる方策を考えたほしい。 裏庭に陽の明るさが足りなく、うっそうとしていて感じました。 <p>(駐車場・駐輪場)</p> <ul style="list-style-type: none"> 駐車場の増やしてほしい。 駐輪場がほしい。 <p>◆場としての雰囲気について</p> <ul style="list-style-type: none"> どの季節にも大好きな建物です。 いつも来てみたい場所が狭く空間です。また、見学に来たい。 いつも来るたびに癒されます。 街の中に静かな空間があると思えます。 	<p>◆歴史的な建物の保存、活用していることが札幌の街の魅力となつている。</p> <p>◆古い建物をきれいに残している素敵だと思いました。</p> <p>◆札幌市の貴重な財産及び教育上からも永久保存を希望します。</p> <p>◆建物が威風堂々としていて、とても良いです。</p> <p>◆大正感があつてとても素敵でした。</p> <p>◆すこくキレ目でレトロな外見、内装が素敵でした。</p> <p>◆建築様式が面白い。</p> <p>◆外観がとても重厚で大好きになりました</p> <p>◆階段の雰囲気も素敵です。</p> <p>◆当時のシャンデリアがきれいでいいです。</p> <p>◆ステンドグラスもとてもきれいで、とても気に入っています。</p> <p>◆歴史的な建物を活用していることへの評価 (意見多数)</p> <p>◆文化財を市民が活用できるのは良い。</p> <p>◆歴史的な建物を一般市民に利用開放していることが良い。</p> <p>◆貴重な建物をいつまでも保存してほしいです。有効利用なさっているのが素晴らしいです。</p> <p>◆歴史的な建物をきれいに残されており、無料で開放しているのは素晴らしいことです。</p> <p>◆この古い建物が有効に活用されているのは大変良いことだと思います。毎度変わるギャラリイも楽しみです。</p> <p>◆古い建物の維持管理は大変だと思われ、外観、内装を目で楽しみ、札幌の歴史や各種催しを楽しめる素敵な場所だと思えます。</p> <p>◆刑事法廷がこのように保存され、市民の法教育に活用されていることに深く感謝しました。</p> <p>◆バリアフリー・ユニバーサルデザインに関して (意見多数)</p> <p>(バリアフリー化・エレベーター化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ベビーカーで来た際、バリアフリー化されていないと感じました。 エレベーターなど老人対策が必要かと思えます。 古い施設なので仕方がありませんが、階段の上り下りが足の悪い人には無理があると思います。 高齢者には少しの段差が負担になります。マットなどでカバーされるとよいのではないのでしょうか。 <p>(階段)</p> <ul style="list-style-type: none"> 階段が狭い。踏み面が狭い。少し急なように思いました。 階段が多い。足腰の悪い人は大変です。 階段の真行きが狭くて古さを感じました。足が全部乗らない感じがありません。 <p>(階段昇降機)</p> <ul style="list-style-type: none"> 階段昇降機があつたので、車いす、杖も助かりました。 階段昇降機があつてとても助かりました。 耳が聞こえない人のための説明も必要です。 <p>◆建物の空間について (意見多数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 存続がなかったので、展示を見なになりませんでした。 クーラーを設置してほしい。北海道と言え夏は暑い。 空調設備が良くない 館内が少し寒かった

(3) 管理者ヒアリング結果

○ハード面での課題・要望等

- ・研修室をコンサートなどで利用する際、テーブルを収納するスペースが足りない。
- ・ボイラーの付替えも改修のタイミングで行いたい。いつ壊れてもおかしくない状態。古いものなので、部品も手に入りやすく、修理も大変。
- ・屋根や外壁の改修も足場の設置などで、費用がかかるため、改修と同時に行いたい。
- ・ミニギャラリーの利用率は、いずれも9割を超えていることを考えると、もう1～2室あっても良いのではないか。
- ・展示環境について、照明の数を増やしてほしいや冷房を設置して欲しいなどの意見がある。要望に対しては、歴史的建造物であることや低料金での貸し出しであることを説明している。

○ミニギャラリーが人気である要因

- ・広さが適度であること。公共施設の料金は平米数で設定されているため、適度な大きさで料金が抑えられている。
- ・歴史的建造物の中で展示ができるということ。
- ・二つのミニギャラリーをつないで利用できること。
- ・天井が高いので開放的な雰囲気であること。
- ・利用者は個人やサークルなどで、プロの作家の作品ではないものが多いため、気軽に借りられること。

(4) 現状の課題や要望

○耐震診断（平成 23 年度実施）の結果より

- ・耐震性能の確保が必要となっている。

○利用者アンケート・管理者ヒアリングより

- ・収納倉庫などが現状で手狭となっている。
- ・バリアフリーへの対応・ユニバーサルデザイン化が求められている。
- ・設備（トイレ・ボイラー他）の更新・機能性の向上・環境性能の確保が求められている。
- ・公共施設としての性能確保のため、最低限の駐車場、授乳室などの整備。

○現況調査（H27 年度実施）より

- ・老朽・不具合箇所修理が必要な箇所が見受けられる。



木製窓枠の腐朽



造作部分のずれ



漆喰塗りのはがれ



漆喰塗りのひび

Ⅲ 札幌市資料館の価値

1. 歴史的価値

- ①明治・大正期の建築技術を牽引していた司法省による設計、施工である。
- ・設計は司法省営繕課で、設計担当者は浜野三郎とみられる。当時の技師長は山下啓次郎である。実施の細部設計は、技手森兵作、朝倉益也、森久太郎が担当した。
 - ・工事は部分請負形式であった。
- ②全国で展開された司法省控訴院建築の充実期を飾る数少ない遺構である。
- ・全国 8 ヶ所（うち高松控訴院は昭和 20 年（1945 年）設置）で建築された控訴院のうち、現存するのは大正 11 年（1922 年）竣工の名古屋控訴院と本建物の 2 ヶ所のみであり、控訴院建築充実期の最後を飾る建築である。

2. 建築的価値

- ①外観意匠が優れている。（外観意匠）
- ・本建物の外観は、比較的抑制されたルネサンス風の姿であるが、中央の正面玄関車寄せまわりや中央および左右の屋根破風飾りに装飾的要素をみせている。
 - ・正面車寄せの女神彫刻や中央のレタリングには、大正期モダニズムの息吹を読み取ることができる。
 - ・左右の破風は、背後の翼棟の存在を暗示するとともに、破風下軒の 3 ヶ所の玉飾り、2 階 2 連窓、1 階の楕型欄間を有する両開き窓、床下換気口と、意識的に垂直方向のデザインを強調することで、平坦な正面意匠を引き締める意匠の配慮がみられる。
 - ・上下の柵形レリーフにより水平ラインが強調された外観となっている。
- ②二重建具が採用されている。（建築環境・技術）
- ・外側が両開き窓、内側が上げ下げ窓で、二重建具による寒気侵入対策が施されており、当時では、かなり進歩的な作りといえる。



正面車寄せの意匠

垂直・水平ラインが
強調されている

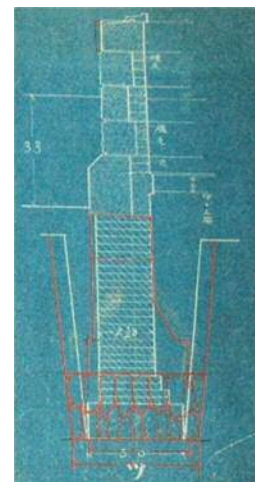
上下の柵形レリーフ



二重建具

③司法省建築の中で、現存する唯一の石造建築であり、かつ組積造から鉄筋コンクリート構造への構造の流れを示す好事例の一つである。(構造・工法)

- ・外見は石造であるが、壁体は、外側を札幌軟石、内側をれんが積みとし、2階床版を鉄筋コンクリートとする混構造形式を採用している。
- ・組積造から鉄筋コンクリート構造への移行期を確認できる建築であり、基礎部分は、石造、レンガ造からコンクリート造へと設計変更されている状況を確認できるうえで貴重である。



腰積及び基礎断面図
(赤線で基礎がコンクリートに設計変更されている)

④札幌の建築を特徴づける材料のひとつであり札幌軟石を使用した市内で最大の建築であり、軟石造建築の代表格である。(材料・技術)

- ・本建築に関わった建設業者として、中央部最上階の柱に打ち付けられているという棟札によると、請負人は、札幌電気軌道株式会社谷口徳三郎、畑中秀治郎、棟梁小野徳太郎、石工小林又市、煉瓦工館脇善次郎、笹川勘三郎、土工田辺三代松らの名前が残る。いずれも当時の札幌の代表的な技術者達と推察され、当時の技術や技能を伝える建築としての価値も有している。

⑤創建時の内部意匠をよく維持している。(内部意匠)

- ・平成7年(1995年)に旧民事法廷をおおば比呂司記念室に、2階主要室をミニギャラリーに改修するなどの整備が実施され、また平成18年(2006年)にも内装改修工事が実施されているが、いずれも創建時からの内部意匠を傷つけない配慮がなされている。
- ・特徴的な回り階段室、大通交流ギャラリー(旧応接室)ほか旧検事室、旧検事長室、旧院長室など主要室の重厚な装飾や内部意匠、開口意匠、開口部周りの建具なども旧態をよく維持しており、容易に控訴院当時の姿に復することが可能である。
- ・諸室の天井に中心飾りが設えられており、特徴的である。



周り階段室

⑥時代背景を伝える建築材の転換期を特徴的に確認できる。(建築材料)

- ・格の高い部屋の内壁面(鏡板)部分に合板が使用されているとともに、建築材料(無垢板材の内装仕様からベニヤ合板の内装材仕様へ)の転換期を特徴的に確認できる。



重厚な内部意匠
大通交流ギャラリー(旧応接室)



中心飾り

⑦階段意匠、技法ともに優れている。(技術)

- ・人造石研ぎ出し階段と鍛金手すりは、伝統工法ともいべき「左官技術(人造石研ぎ出し、鍛金)」で大変貴重である。
- ・第二次世界大戦時に金属類を供出し、手すり子が半分に改修されている。



人造石研ぎ出し階段と鍛金手すり

3. 環境的価値

①大通公園になくてはならない景観として、広く市民に親しまれている。

- ・大通公園の西端に位置し、同公園の西端を引き締める景観として、また札幌の都市景観に風格を添える貴重な資産であると同時に、長年市民に広く親しまれてきた建築である。

②市民の貴重なオアシス空間としての緑地となっている。

- ・西側背後に接続されていた訴訟関係人所室は撤去され園地となっているが、緑多き園地として常時市民に利用されており、本建築とあわせて市民の貴重なオアシスとして位置づけられる。
- ・裏庭は、カッコウの森と呼ばれ、札幌市に移管された際に、周辺の小学校から高木が持ち寄せられ生徒の手で植樹された。



登別中硬石が使用された門柱

③外構は創建時の様子が維持されており、門柱や外周柵は地域性のある材料が使用されている。

- ・正面車寄せや門柱位置などは、創建当時の様子を維持しており、門柱や外周柵は登別中硬石や札幌硬石を使用した地域性のあるものになっている。

4. 活用価値

①市民の憩いの場として利用されている。

- ・裏庭は周辺オフィスの会社員や学校関係者の安らぎの場や近隣の保育園の遊び場など、幅広い世代の憩いの場として利用されている。
- ・冬季は、子どもたちの雪遊びの場となっている。



裏庭の様子

②日常的な利用が多い

- ・ミニギャラリーや研修室は、写真、絵画の展示のみならず、小物の展示やワークショップなどに利用されている。
- ・特にミニギャラリーは歴史的建造物内で展示できることや天井が高く開放的であること、気軽に利用できることなどが人気の理由で、利用率は9割を超えている。
- ・近隣住民の日常的な利用もある。

③観光利用がある。

- ・さっぽろ雪まつりの開催期間には、開館時間の延長などを行っている。また、観光タクシーを利用した来館者もみられる。

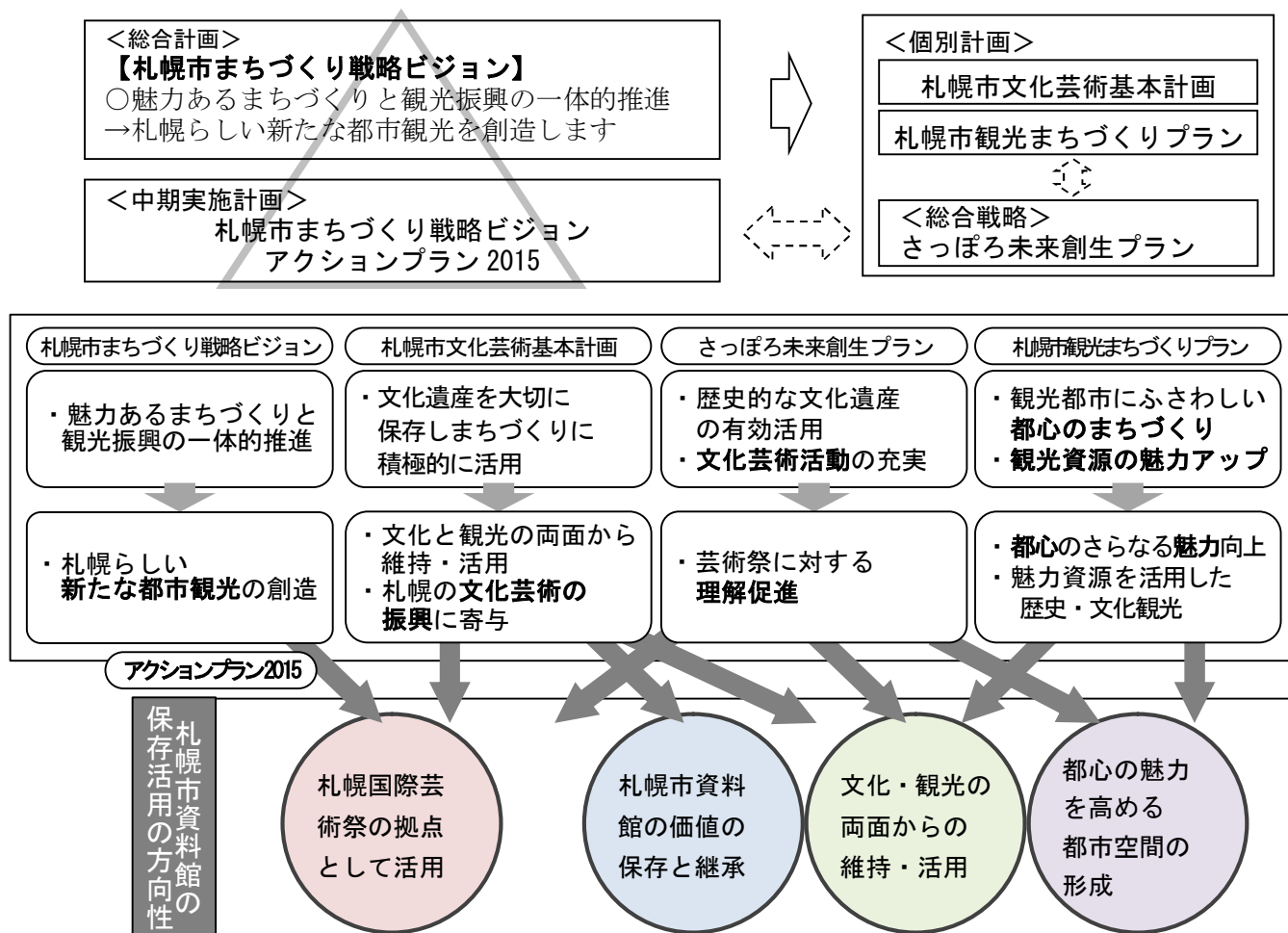
④小中学生の学習の場になっている。

- ・札幌市内の小中学校を中心に課外授業などで利用されている。
- ・夏休みや冬休みには、自由研究のために訪れる小学生もみられる。

IV 保存活用の基本方針

1. 保存活用の方向性

札幌市資料館の保存活用の方向性は、上位関連計画から次の4つに整理される。



札幌市資料館を、札幌国際芸術祭の拠点として活用し芸術祭に対する理解促進を図ることで、札幌らしい新たな都市観光の創造と札幌の文化芸術の振興に寄与する。

→①札幌国際芸術祭の拠点として活用し、芸術祭に対する理解促進を図る

札幌の文化遺産を大切に保存・継承し、まちづくりに積極的に活用することで、次の世代に橋渡しをする。

→②札幌市資料館の価値を保存・継承し、まちづくりに活用する

歴史的な文化遺産などの魅力的資源を有効活用し、歴史・文化観光を創出するとともに、文化芸術活動の充実を図る。

→③札幌市資料館の文化・観光の両面からの魅力を維持・活用し、歴史・文化観光の振興と文化芸術活動の充実を図る

都心のさらなる魅力向上を図るため、既往の観光資源を生かした魅力アップを図る。

→④都心の魅力をさらに高める都市空間を形成する

2. 保存の考え方

<文化財としての位置付け>

外観はもとより内観や当時の建築技術を伝える価値の高い「重要な文化財」として位置付けられる。現在は国の登録有形文化財だが、将来的に札幌市の指定文化財や国の重要文化財に成り得る可能性を有することを考慮できる。

<保存の考え方>

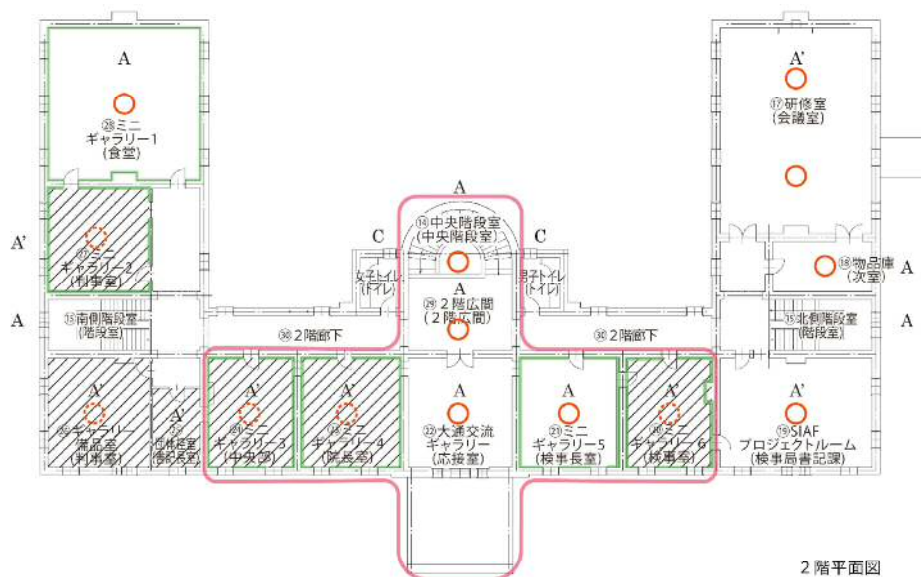
- 創建時の意匠・構造形式を保持している箇所はもとより、昭和 48 年（1973 年）の札幌市移管時から平成 18 年（2006 年）の大規模リニューアル時の状態を含め、原則現状保存とすることとし、補修・改修が必要な箇所については、将来的に創建時へ復元できる可能性を残しながら補修・改修を行うべきである。補修・改修・再現にかかる改修の履歴は記録・保存すべきである。
- 建物の維持および利活用を想定した安全性確保のための耐震改修および適正な維持管理が必要である。
- 歴史的建造物ならではの環境性能（温熱環境）の改善を行い、活用価値を高めることが考えられる。
- 環境的価値、活用価値の高い、前庭・裏庭なども含めた周辺環境との一体的な保全・活用を行うべきである。

<建築的価値保存の考え方>

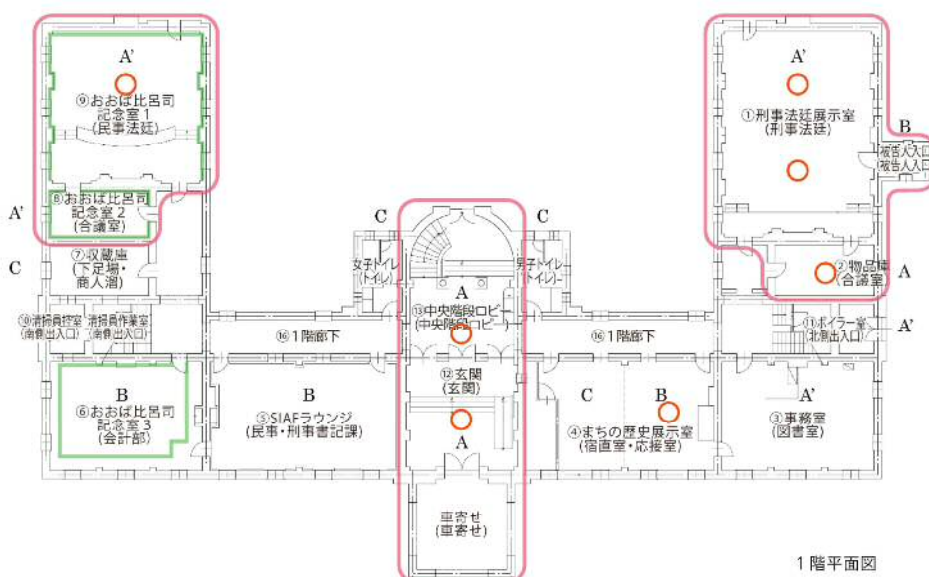
外観の保存を最優先とすべきである。内観については、平面構成の保存でよいと考えられる。ただし、可能な限りオリジナルの部材を残すべきである。

- 外観を優先的に保存
 - ・四方の見え方、意匠を保存すべき。
 - ・材料自体を原則保存すべき。（老朽等により性能確保が難しい場合は新規材での再現も含め検討）
- 内観は可能な限り保存
 - ・平面構成は原則保存すべき。
 - ・特に建築的価値の高い居室は、優先的に空間・意匠を保存すべき。
 - ・可能な限り、オリジナル部材の活用に努めるべきである。
- 当時の建築技術を伝える箇所は保存
 - ・2 重建具（木製窓）、石材の仕上げ加工面、構造技術の時代の流れを示す組積造と鉄筋コンクリート造の混構造形式など

【札幌市資料館の現状の評価】



2階平面図



1階平面図

現状の評価

- A 創建時の状態がよく維持されている部分
- A' 内装改修工事等が実施されているが、創建時の内部意匠が維持されている部分
- B 内装等の改修が行われている部分
- C 増改築等により大きな変化が加えられている部分

凡例

- 展示用壁増設部分
- ▨ 天井面増設部分
- 中心飾り
- 天井面増設により確認できない中心飾り

- 札幌控訴院時代を伝える歴史的価値の高い部分



【当時の建築技術を伝える箇所】の例】



人造石研ぎ出し
仕上げ床材・真鍮目地



人造石研ぎ出し階段
・鍛金手すり



二重建具



石材の仕上げ加工



組積造と鉄筋コンクリート造の混構造

3. 活用の考え方

(1) 札幌市資料館の活用の方針

札幌市資料館の保存活用の方向性を受け、今後、札幌資料館は、札幌控訴院時代の歴史、札幌市資料館として活用され親しまれてきた経緯、そして、札幌国際芸術祭の拠点として活用していくといった未来が折り重なることで新たな価値を生み出し、札幌の創造性あふれる文化芸術・歴史・歴史的建造物・札幌らしい都市文化・ライフスタイル・都心の魅力による誘客とさらなる魅力創造・発信に寄与する施設として活用していくこととし、以下の4つを活用の方針として整理する。

① 文化・観光面からの現状機能の維持・継続・機能の向上を図る

- ・左右対称の重量感や大正モダニズムを感じるデザインが魅力的な建物であり市民に親しまれていることや、歴史を感じる魅力的な空間として人気の高いミニギャラリー、おおば比呂司記念室など、文化財を市民が身近に活用できることが高く評価されている。
- ・そのため、現状の文化・観光面からみた札幌市資料館の魅力を維持活用するため、現状機能は維持・継続・機能の向上を図る。

—札幌の歴史や文化を伝えるまちの歴史展示室や控訴院時代の様子を伝える刑事法廷展示室、ミニギャラリーや研修室などの市民に親しまれ利用されている現状機能は、維持・継続や更なる機能向上を図る。

—札幌市資料館の価値や歴史展示機能は更なる機能向上を図る。

—観光振興の一体的推進の拠点として、周辺の観光・文化施設等との連携や一体的な魅力発信をする。

②札幌国際芸術祭の拠点として情報発信・交流・誘客機能の強化を図る

- ・札幌国際芸術祭に対する理解促進のための拠点として、現代アートを中心とした多様な芸術表現の発信の場や市民交流の場など、情報発信機能、市民交流機能、誘客機能の向上を図る。

—アーカイブ・図書スペース、現代アートの制作・展示を通して、現代アートを中心とした多様な芸術表現を発信する。

—SIAF ラウンジや、SIAF プロジェクトルームなどの市民の交流を促進する場やカフェ、ショップスペースなどで、市民交流につながる事業の展開を図る。

—札幌国際芸術祭の間の期間をつなぐ求心力のあるアート作品を展示するなど、市民や観光客が訪れたいような場とする。

③市民や観光客を惹きつけるシンボル・憩い機能の強化を図る

- ・大通公園の軸線上のランドマークとして、市民や観光客を惹きつけるシンボルとなるような都市空間の形成や、都心の憩いの空間として市民や観光客が快適に過ごせる環境を創造する。

一都心の魅力を高めるために、大通公園の西端のランドマーク、アイストップとして魅力の維持・向上を図る。

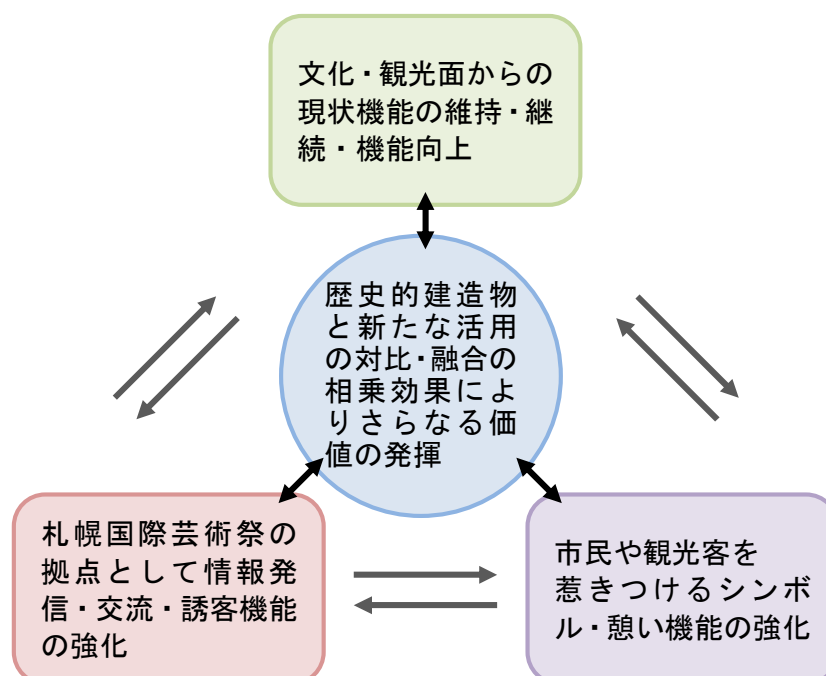
一都心の憩いの空間として、市民や観光客が快適に過ごせる環境の創造や屋外（裏庭）との一体的な空間の整備を図る。

④歴史的建造物と新たな活用の対比・融合の相乗効果によりさらなる価値を発揮する

- ・歴史的建造物と現代アート等の新しいものの対比・融合や相乗効果を鑑みた活用を図る。

一歴史的建造物と現代アートが対比・融合することにより互いに価値を高め合う演出効果。

一ミニギャラリー利用者や市民・観光客が現代アートに触れ、興味を持つきっかけとなる機会を創出する。



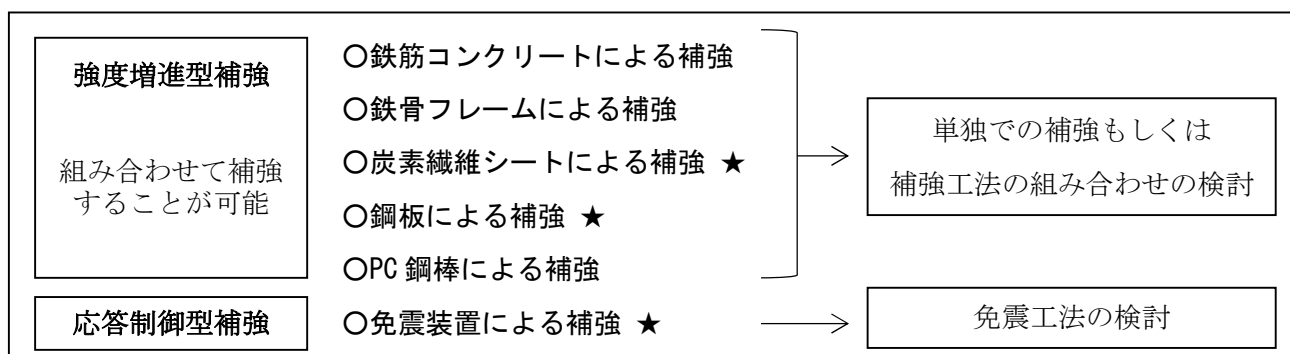
V 保存活用に係る整備の方向性

1. 既存棟の改修

○建物の維持及び利活用を想定した安全性能の確保のため、耐震改修を実施する。耐震改修は、建築的価値の保存を優先的に考え行う必要がある。

○耐震補強工法は、鉄筋コンクリートによる補強、鉄骨フレームによる補強、炭素繊維シートによる補強、鋼板による補強、PC 鋼棒による補強、免震装置による補強が想定されるが、今後の検討の可能性と建築的価値の保存及び実現性を踏まえると、炭素繊維シートによる補強、鋼板による補強、免震装置による補強の3つの工法の評価が高い。

しかしながら、鉄骨フレームによる補強、PC 鋼棒による補強についても、現時点で選択肢から外してしまうことは選択肢の幅を狭めてしまい、好ましくないと考える。また、鉄骨フレームによる補強、炭素繊維シートによる補強、鋼板による補強、PC 鋼棒による補強の4つの補強工法は、ともに建物の強度を向上させることで補強を図る工法であり、適材適所で組み合わせることが可能であるため、これらの工法を保存やコストパフォーマンス等の観点から良い組み合わせを検討する必要がある。



★：評価の高い耐震補強工法

○老朽箇所や空調、衛生設備の補修・更新を行う必要がある。

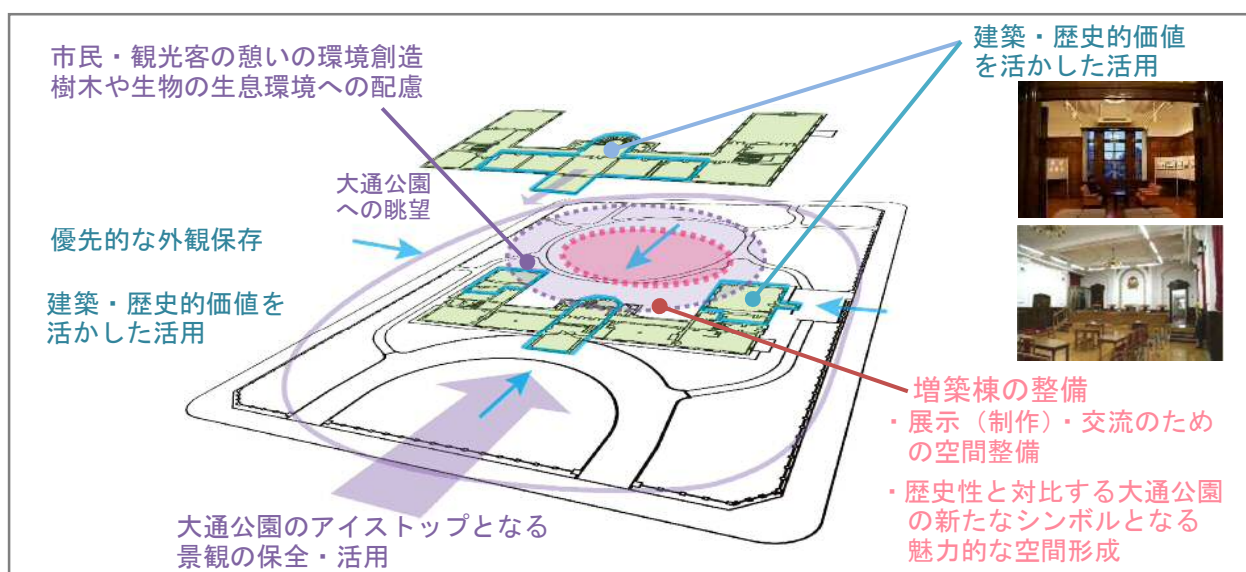
○大正期の歴史的建造物ならではの採光、蓄熱、換気性能を生かしながら、断熱性、気密性の改善を図り、温熱環境の改善を検討すべきである。

○現代アート等の多様な展示方法に対応した展示設備を検討すべきである。

○建築・環境設備と展示設備の展開を一体化の検討が考えられる。

2. 増築棟の整備

- 既存棟では確保困難なまとまりのある展示（制作）・交流のための空間（展示空間）の確保や、エレベーターの導入による既存棟を含めた施設全体のユニバーサルデザイン化を図り札幌市資料館の安全性・利便性の向上と新たな魅力を付加することを目的に、増築棟の整備が考えられる。
- 大通公園の端部のアイストップやシンボルとなっている既存棟正面の景観や札幌市資料館からの大通公園への眺望、創建当時の姿を伝える前庭を保存するため、増築棟は裏庭に整備すべきである。
- 増築棟の整備にあたっては、歴史的建造物と新たな空間が対比・融合することによる相乗効果を発揮させるとともに、増築棟の建物自体にも価値があり、大事に残されていくような、札幌市資料館に新たな価値を生み出すシンボル空間としてデザインすることが必要である。
- 現状で不足している諸室や機能の向上が求められているトイレについては、既存棟と一体的にゾーニングを検討し、必要に応じて増築棟で確保することが考えられる。
- エレベーターや階段、トイレ、風除室などの共用スペースや倉庫（備品庫）、まとまりのある展示（制作）・交流のための空間（展示空間）など求められる所要室の規模から、増築棟の建築面積は400㎡程度が想定される。
- 増築にあたっては、樹木や生物が生息する裏庭の環境的価値を可能な限り維持させていくことにも配慮が必要である。

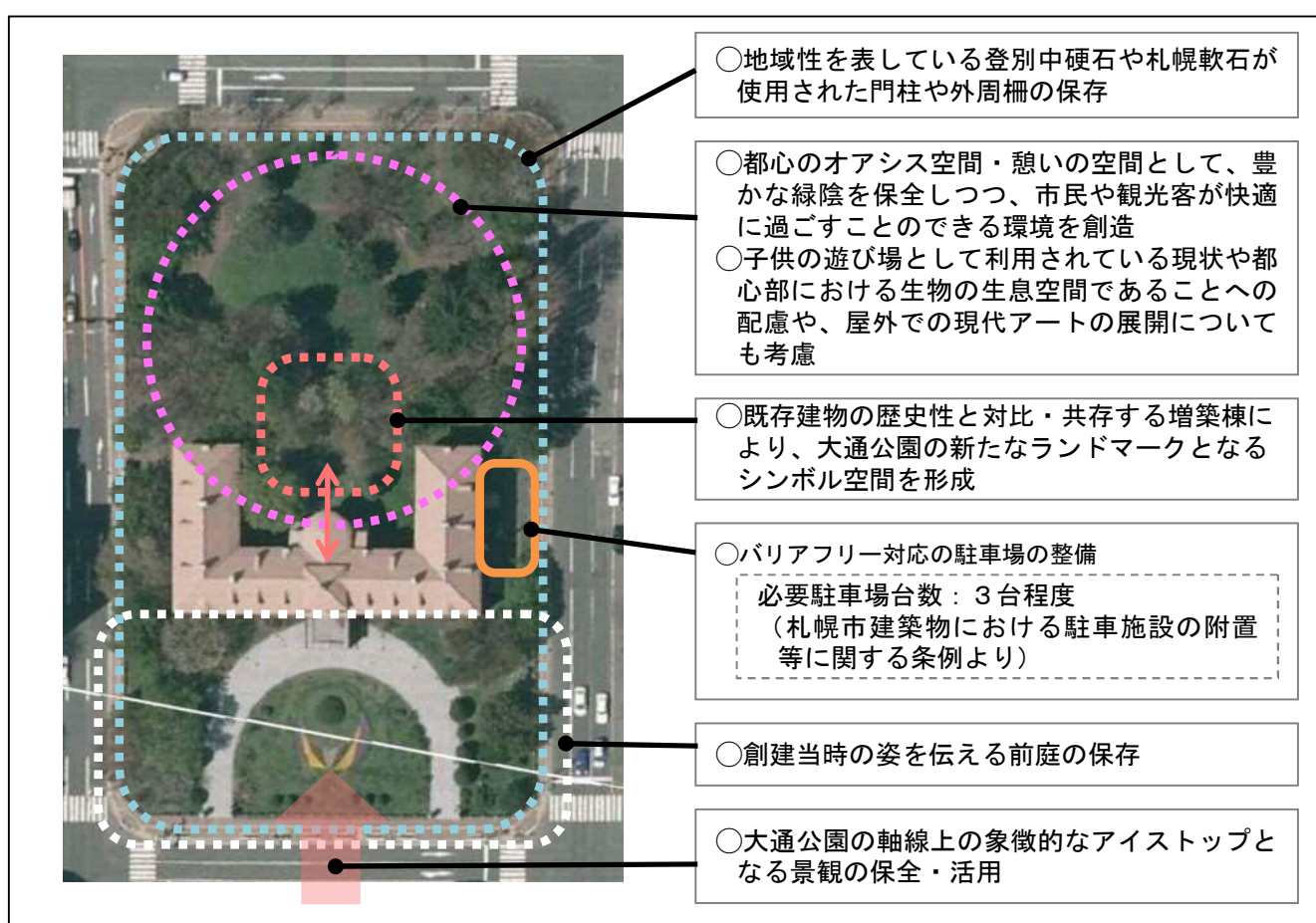


【増築棟の規模イメージ】

所要室・設備	規模・スペックなど	備考(豊平館付属棟の計画等を参考)
エレベーター	1基	20㎡(各階)
階段	1系統	25㎡(各階)
トイレ	トータルで ・男子：小4個、大4個、手洗3個 ・女子：5個、手洗：4個 ・多目的：1個 (劇場のトイレの適正器具数の算定基準において、利用人員を100人と想定した場合の数値を参考)	40㎡(各階)
倉庫(備品庫)	・机・椅子、展示用の什器などの収納	40㎡(各階)
風除室		15㎡(1ヶ所)
展示・制作空間	・天井の高い吹き抜けの空間 (展示や制作・交流のためのギャラリーホール)	200～300㎡
	建築面積合計	400㎡程度
	延べ面積合計	525㎡程度

3. 周辺環境の整備

- 誘客機能を持つ施設として、大通公園の軸線上の象徴的なアイストップとなる景観の保全・活用が必要である。
- 車寄せなど創建当時の姿を伝える前庭と登別中硬石や札幌軟石が使用された門柱・外周柵を保存すべきである。
- 裏庭は、都心のオアシス空間・憩いの空間として、豊かな緑陰を保全しつつ、既存建物や増築棟と一体的に考えながら、市民や観光客が快適に過ごすことのできる環境を創造することが必要である。また、子供の遊び場として利用されている現状や都心部における生物の生息空間であることへの配慮や、屋外での現代アートの展開についても検討が考えられる。
- バリアフリー対応の駐車場の整備が必要である。



4. 実現に向けた手法

札幌市資料館は、外観はもとより内観や当時の建築技術を伝える価値の高い、将来的に市の指定文化財や国の重要文化財に成り得る可能性を有する「重要な文化財」であり、札幌市資料館の持つ建築的価値を保存するために、外観の保存を最優先とし、内観については平面構成の保存、可能な限りオリジナル部材を残すことが必要である。

一方で、今後更なる魅力ある施設として活用していくために、既存棟に接続された増築棟の整備が必要と考えられる。札幌市資料館は、準防火地域に立地しているため、現行の建築基準法に則ると「耐火建築物」が求められ、既存建物の木造トラス、木製建具などは耐火性能のあるものに置き換える必要があり、建築的価値の保存が困難となる。

そこで、既存建物の価値保存・影響軽減のため、耐震改修・増築は、安全性能を確保しつつ、建築基準法の適用を除外することを前提に検討すべきである。

VI 実施に向けての課題

◆管理運営について

リニューアル後、札幌市資料館の歴史的建造物としての価値保存を前提とした適正な維持管理、文化・観光施設としての魅力の向上、札幌国際芸術祭の拠点としての活用、都心の憩い空間としての活用といった複合的な役割を果たしつつ、それらが相互に関係し相乗効果をあげていくような、効率的かつ魅力ある管理運営に向けて、現状の体制を踏まえつつ、さらなる創意工夫の検討を行っていく必要がある。

◆市民参画について

今後、周辺住民や利用者、運営者、札幌国際芸術祭関係者をはじめとする様々な立場の市民の声を聞く場を設けながら、市民意見を計画に反映させていく必要がある。また、リニューアル後も、資料館が広く市民に愛され、利活用や管理運営にも市民参画を得られまるような、場や機会、仕組みの検討が必要である。

◆周辺エリアや札幌市全体の文化・観光施設との連携・マネジメントについて

周辺エリアの文化・観光施設との連携や、市内の歴史的建造物との連携などによる芸術文化振興、および、観光マネジメントの視点での取組を行っていく必要がある。

◆周辺まちづくりの動向との整合

現在見直し検討中の都心まちづくり計画や災害時の避難場所や備蓄場所の確保など、地域防災の考え方と連動した安心安全な地域づくりなど、周辺地域のまちづくりの動向と整合を図っていく必要がある。

◆詳細検討のための追加調査

今後、既存棟の改修や増築棟の詳細検討に向けた追加調査を行う必要がある。

◆施設名称の検討

「札幌市資料館（旧札幌控訴院）」の名称は、北海道では第1号に選定された、国の登録有形文化財の登録名称となっているが、現在の施設機能や利用実態をうまく表現していないため、施設名称の検討を行う必要がある。

札幌市資料館保存活用基本計画（案）に対するご意見について

1 実施概要

(1) 意見募集期間

平成 29 年（2017 年）8 月 29 日（火）から平成 29 年（2017 年）9 月 27 日（水）まで

(2) 資料の配布場所

ア 札幌市役所 7 階（文化振興課 国際芸術祭担当）札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

イ 札幌市役所 2 階（行政情報課 市政刊行物コーナー）

ウ 各区役所総務企画課広聴課

エ 各区民センター

オ 各区まちづくりセンター

カ 札幌市資料館（札幌市中央区大通西 13 丁目）

キ ふれあいパンフレットコーナー（地下鉄大通駅定期券発売所並び）

ク 札幌市公式ホームページ

ホーム>教育・文化・スポーツ>文化・芸術>札幌市資料館>札幌市資料館リノベーション事業

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/sapporoshiryokan/shiryokanrenovation.html>

(3) 意見の募集方法

持参、郵送、ファックス、電子メール

2 意見の内訳

(1) 提出者数・意見件数

5 名・33 件

(2) 意見の提出方法分類

分 類	人 数
持参	1 名
郵送	1 名
ファックス	0 名
電子メール	3 名
合 計	5 名

3 ご意見の概要と札幌市の考え方

No.	意見の概要	札幌市の考え方
1. 建物の保存、耐震化について		
1	建物の価値の所在を示すために、建物竣工当時の設計図竣工図、あるいは古写真を掲載してはどうか。	建物竣工当時の図面や古写真については、平成 27 年度の札幌市資料館保存活用検討委員会における「札幌市資料館保存活用基本方針」に掲載しており、本計画の参考資料として添付いたします。
2	平成 23 年度に実施された耐震診断の内容は公開されているか。 また、耐震性能はどの程度のクライテリア（判定基準）を目指しているのか。	耐震診断結果については、資料が膨大かつ専門的な内容であるため札幌市公式ホームページ等には掲載しておりませんが、当課において閲覧いただくことができます。 また、耐震性能確保については、文化財としての価値の保存とのバランスも考え合わせながら検討を進めることとなります。
3	概算事業費合計額が 22～27 億円とあり、コンクリートの中性化が深刻に進んでいるのならば、取り壊すしか無いのではないか。	ご意見のとおり、コンクリートの中性化については進んでいるところですが、札幌市資料館は昭和 48 年の高等裁判所の移転の際に、建物の保存を望む市民からの声などを受けて札幌市が所有し、維持保全してきた建物です。その歴史的、建築的価値を踏まえ、札幌市の貴重な財産として後世に継承すべき歴史的建造物と捉え、保存活用していきたいと考えております。
4	最初から保存を前提とした議論の進め方は疑問である。保存する場合と併せて、車椅子の方々も利用しやすい施設として新たに建築する場合の試算をするべきではないか。	

No.	意見の概要	札幌市の考え方
2. 施設計画・建物名称について		
5	巨大オブジェなどは地震の時に倒壊して危険であり、子供が中で遊ぶのも危険で事故が予想されるので、吹き抜けなど、天井の高い展示スペースは不要ではないか。	本計画では、札幌市資料館の耐震化及び維持保全のため改修を行うとともに、バリアフリー化を図るための増築を考慮しており、ご意見のような、巨大オブジェ等の設置や天井の高い展示スペースを設けることは想定しておりません。
6	資料館という名称は、現状の施設用途から離れているため、文化芸術発祥館といった名称変更を行うべきではないか。	ご意見のとおり、施設名称については、今後、市民の皆さんからの意見も踏まえながら検討いたします。 また、この他に文化財名称を定め、旧控訴院の由来を明確に伝えられるよう考えております。
7	活動内容に沿った名称を決めることが望ましい。活動内容が決まる前に新名称が決まることはやめてほしい。また、最近流行の軽い「カタカナ」や「ひらがな」、あるいは造語といった名称は避けるべきである。 安易な名称とならないよう上記のことに配慮のうえ検討に検討を重ねて、多くの市民に納得される名称にしてほしい。	
8	裏庭は、雨と日差しを避けるための屋根を設け、小音量での演奏可能なスペースとしてほしい。	札幌市資料館の裏庭の活用については、市民や地域のみなさまの憩いの空間となっていることを踏まえ、今後も引き続き検討を行います。

No.	意見の概要	札幌市の考え方
3. バリアフリー化について		
9	<p>概要版裏面「第 4 章 保存活用の基本計画」 ＜施設計画＞</p> <p>(1) 歴史的建造物の保全とバリアフリー対応」に係る記載を変更してほしい。</p> <p>(原文) 文化財価値を損なわず景観に配慮し、エレベーター、多目的トイレ等の増築</p> <p>(修文) 文化財価値を損なわず景観と<u>高齢者、障がい者等の利便性</u>に配慮し、エレベーター、多目的トイレ等の増築</p>	<p>ご意見のとおり、概要版裏面のバリアフリー対応に係る部分については、以下のとおり表現を変更いたします。</p> <p>【変更後】</p> <p><u>バリアフリー対応</u></p> <p>文化財価値を損なわず景観と<u>高齢者、障がい者等の利便性</u>に配慮し、エレベーター、多目的トイレ等の増築</p>
10	<p>現在、資料館は、大通 13 丁目にあるため地下鉄（西 11 丁目駅）からの導線に点字ブロックの設置により、アクセスを改善してほしい</p>	<p>札幌市資料館へのアクセスについては、公園南側の歩道に設置されている点字ブロックの活用も含め、地下鉄東西線西 11 丁目駅からの動線確保を図ります。</p>
11	<p>正面入り口前（左右）に排水溝が設置されているが、溝の幅が広いため、車いすの前輪や杖などが引っかかって転倒する危険性があることから、溝の幅を細かい物に改善してほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、現在の側溝溝蓋などの箇所については支障となるおそれがあることから、改修の際に改善いたします。</p>
12	<p>車いす利用者用駐車施設の設置にあたっては、雨天や降雪時の利用を考慮した配慮と、この駐車場を必要としない人の利用を制限するための対応をしてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえて今後の詳細設計で検討していきます。</p> <p>また、分かりやすい駐車区画、注意喚起掲示、利用マナーの表示等の充実を図ります。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
13	<p>建物内部を次のように改善してほしい</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 段差の解消、手すりの設置及び幅員の確保が必要。 ② 視覚、聴覚、知的障害者（外国人も）への情報保障（案内、館内放送等）配慮が必要。 ③ 災害時の周知方法、避難経路等に関する対応の確保が必要である。 ④ 札幌市福祉のまちづくり条例を最低基準としたバリアフリー化が必要。 	<p>建物内部の施設のバリアフリー化については、今後の詳細な設計の段階で、文化財としての価値の保存も考え合わせながら、札幌市福祉のまちづくり条例の施設整備基準に可能な限り準拠するよう検討していきます。また、案内や館内放送、災害時等の対応などのソフト面の対応については、改修後はもとより、現時点でも取り組める内容については対応していきたいと考えています。</p>
14	<p>障害者差別解消法及び関連指針等に基づく職員対応の確保をしてほしい。</p>	<p>本計画におけるハード面の施設改修のほか、指定管理者における施設の運営管理に際しては、公の施設の管理を通じて市民サービスに直結した業務を担っていることを踏まえ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく義務を課されている札幌市に準じた対応を求めています。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
4. 施設の活用について		
15	<p>札幌市資料館を、ユネスコ創造都市ネットワーク・メディアアーツ都市の拠点施設とする方向性について賛同する。</p> <p>ただ、「メディアアーツ」といっても市民の理解が得難いので、以下のような取り組みをしてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアアーツを活用した地域創造型アートセンターと位置付ける。 ・「コンソーシアム」での運営を機能させるためにも、これまでの「札幌メディアアーツ・ラボ」の機能が重要と考えることから、これを復活させ、メディアアーツ都市の推進に取り組む。 ・都市、社会、人、経済、自然など生活環境とアートの接点を創出し活用する、リレーショナル（関係性）をコンセプトとする。 ・創造都市を具現化する、ITなどを活用した問題解決型のアートを主に館内で行い、アート（アーティスト）と市民の窓口となる。 ・市民や市が抱える様々な問題をアーティストと共に専門スタッフ（アートマネジメント）が、市民とともに問題解決に向け活動する。 ・アートマネジメント人材の育成が急務である。 	<p>本計画案は、札幌市文化芸術基本計画において、メディアアーツの市民理解を促進し、メディアアーツ都市としての札幌を国内外に発信するための拠点設置検討を重点取組事項としていることを踏まえ、現在の貸室利用等に加えて、札幌市資料館にユネスコ創造都市ネットワークのメディアアーツ都市としての研究・創造と交流・発信の場を設けることとし、その施設活用に係る基本的方向性を示すです。</p> <p>ご提案をいただきました、位置付け、役割、コンセプトや具体的活動など、研究・創造と交流・発信の場としてのあり方については、今後さらに詳細な検討を行うこととなります。その際にはいただいたご意見も参考に進めてまいります。</p>
16	<p>今後、国際芸術祭の開催期間中、会場として使うことは容認できるが、全館を芸術活動に充てることには反対である。</p>	<p>本計画案では、現在の貸室利用等に加えて、メディアアーツを中心とする活動の場を2階に設け、研究・創造や交流・発信の場として利用するとともに、1階は復元法廷や建物の由来の伝承のスペース、既設常設展示等を配置することとしております。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
17	<p>計画素案を芸術の分野に絞っている方針に疑問である。</p> <p>なぜ札幌市資料館で文化芸術活動を行うのか？</p> <p>(ほか類似意見 4 件)</p>	<p>「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2015」において、歴史的建造物である札幌市資料館を現代アートを中心とした多様な芸術表現の発信や市民の交流の場とするためのリノベーションに着手することとしており、また、平成 27 年度には「札幌市資料館保存活用検討委員会」を設置して学識経験者等との意見交換を行い、委員会では「歴史的建造物と新たな活用の対比・融合の相乗効果により更なる価値を発揮する」ことが活用の考え方のひとつとして示されております。</p> <p>このほか、文化庁が平成 28 年に策定した「文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020」においても、芸術祭等のアートイベントや公演等を実施することで文化財に付加価値を与えることが示されております。</p> <p>これらを踏まえ本計画案では、「歴史」と「アート」の対比・融合により創造性が喚起されることを期待する計画としています。</p>
18	<p>市民利用における運用変更とあるが、貸室のギャラリー使用は今後も可能なのか。ぜひギャラリー利用者とその見学者のために、今後もギャラリーサービスは続けてもらいたい</p>	<p>本計画案での運用変更については、2 階のギャラリー部分の貸出し区分などについて見直しを行い、よりさまざまな活用を可能とすることを検討しており、貸室機能を廃止するものではなく、従前どおり貸室として市民のみなさまにご利用いただけるスペースとする予定です。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
19	おおば比呂司記念室は、グッズ販売のみとして、新進芸術家の展示を月替わりで設けるのはどうか。	おおば比呂司記念室は、札幌出身の画家・漫画家おおば比呂司氏の作品を数多く展示し、毎年 2 万人以上の方に来場いただいております。今後も引き続き、多くの市民や観光客のみなさまに作品をご覧いただけるよう、作品の展示等を継続していくことを想定しております。
20	おおば比呂司の展示室についての記述がないが、どのように対処するのか	
5. 事業計画の伝承について		
21	従来から展示している歴史関係の資料は少なく、明治初期、開拓に入った屯田兵に係る資料、その子孫の教育のために開校した小学校や札幌農学校に係る資料、札幌農学校に合格させるため設立した旧制中学校、それと並ぶ女子のための高等女学校などに係る資料、札幌の中心部「本府」の形成から始まり、まわりの町村を合併しながら市域を拡大していった現在の札幌市を物語る資料を新たに加えてほしい	ご意見のとおり、現在の札幌市資料館では、歴史に係る資料や展示物が十分に配置されている状態ではありません。そこで、本計画における「伝承」の事業により、旧控訴院当時の資料、歴史や司法に係る展示等を充実させていくこととしており、今後、収集展示する資料等について検討してまいりたいと考えております。 また、現在の復元法廷についても、建物の由来を伝える展示のひとつであり、模擬裁判などで司法を学ぶ貴重な場として利用されていることから、今後も展示を継続していくこととしています。
22	基本計画（案）にあるように、札幌市資料館が元控訴院（今の高等裁判所）であったことから、刑事法廷を残し、司法の資料を充実させることについて賛成する	
23	資料館の歴史展示は残すべきである。	
24	「まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2015」で国際芸術祭の拠点として活用し現代アートを中心として・・・とあるが、市民に周知されているか。	平成 27 年度に「まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2015」を策定した際には、本計画と同様にパブリックコメントを行っているほか、策定後においても、その内容を市民の皆様へ周知する取組を続けております。

No.	意見の概要	札幌市の考え方
6. 他施設との役割分担について		
25	芸術祭準備室や市民に発信する拠点は、交通の便も改善されている南区芸術の森に立派な施設があるのでここを中心にすべきではないか	札幌芸術の森は、札幌国際芸術祭において札幌市資料館と並び主要会場として活用しており、今後も同様の活用を想定しています。
26	平成 30 年（2018 年）秋にオープンする「札幌市民交流プラザ」が新しい雰囲気の芸術分野にふさわしいのではないか	平成 30 年秋にオープンする「札幌市民交流プラザ」は、札幌の文化芸術の全体を支え、育む拠点として、様々な文化芸術の市民ニーズに応えることとなります。本計画案では、札幌市資料館は、メディアアートを中心とする「研究・創造」と「交流・発信」の場となることを想定しており、市有の文化施設間において役割分担と連携を図ることとしております。
7. その他の意見		
27	平成 27 年度の札幌市資料館保存活用検討委員会の資料は閲覧できるか。建物の現況に関する詳細な資料を公開いただけないか。	「札幌市資料館保存活用検討委員会」の資料については札幌市公式ホームページにおいて会議資料、議事録などを公開しております。また、詳細図面等の資料については、膨大かつ専門的であるため、札幌市公式ホームページ等には掲載しておりませんが、当課において閲覧いただくことができます。
28	札幌市博物館が設置されるまでの間、小規模な歴史博物館的な使い方をすべきではないか	本計画案では、1 階に復元法廷や建物の由来の伝承のスペースを設け、伝承を事業のひとつとしております。また、伝承事業において札幌の歴史の一端を伝える展示についても検討していきます。
29	旧控訴院の建物が全国で 2 館だけとなった理由は、刑事法廷展示室に見られる、裁判官と判事が被告人を上から見下す、旧態たる「刑事起訴された被告は有罪と見做す」、旧刑法上によるもので、冤罪を生み出す構造の施設はこれからの市民生活にとって、「負の遺産」でしかなく、子供たちへの悪影響を及ぼさない為に取り壊した方が良いとの考えに基づくものではないか。	計画案 P3 第 2 章 4 行目「全国で 8 ヶ所建築された控訴院のうち、現存するのは札幌と名古屋のみ」についてのご意見と受け止めますが、全国に建築された他の旧控訴院が建替えられた背景については札幌市では把握しておりませんので、所管庁へお問い合わせください。なお、札幌市資料館の刑事法廷展示室は、創建当時の法廷を再現し司法の歴史を現したもので、この場を利用し現在の司法制度について学ぶことのできる学習の場を提供しております。

SAPP_URO

札幌市資料館保存活用基本計画

平成 29 年（2017 年）10 月発行

編集・発行：札幌市市民文化局文化部文化振興課国際芸術祭担当

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 7 階

電話：011-211-2314 FAX：011-218-5154

URL <http://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/sapporoshishiryokan/shiryokanreno>



札幌市
01-D05-17-1833
29-1-121